

赤穂市障がい者福祉長期計画

第4次赤穂市障がい者福祉プラン

第7期赤穂市障がい福祉計画

第3期赤穂市障がい児福祉計画

(案)

令和6年3月

赤穂市

市長あいさつ

本市では、市の最上位計画「2030赤穂市総合計画」の4つの柱の一つである〈安心～誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり～〉において、施策として位置づけている『障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する』ため各種事業に取り組んでいます。



近年、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、障がいのある人を取り巻く環境について、本人と介護者の高齢化により、家族内の支援機能の低下や親なき後の生活への対応といったことが課題となっています。

今後、障がいのある人が、住み慣れた地域で生活が送れるよう、障がいについての理解を深め地域全体で支えあうことが、より一層必要となってきます。

こうした中、今後の本市の障がい福祉施策の指針として、「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりで満ちたやさしい共生社会の実現」を基本理念に、新たな「赤穂市障がい者福祉長期計画」を策定しました。

本計画では、市民・各種団体・事業者・行政が協同して取り組んでいくことにより、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました赤穂市障害者自立支援協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さま、ならびに各障がい福祉サービス事業所の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

赤穂市長 牟禮正稔

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景・趣旨	3
2.	近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き	3
3.	国の基本計画について	5
4.	計画の位置付け	7
5.	計画の期間	8
6.	障がいのある人の定義	8
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	9
1.	人口の推移	11
2.	障がい者手帳所持者数の状況	12
3.	身体障害者手帳所持者の状況	12
4.	療育手帳所持者の状況	13
5.	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
6.	自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況	14
7.	特定医療費（指定難病）受給者数の状況	15
8.	小児慢性特定疾病受給者数の状況	15
9.	調査結果について	16
10.	団体調査結果について	30
11.	今後の課題	32
第3章	第4次赤穂市障がい者福祉プラン	33
1.	基本理念	35
2.	基本目標	36
3.	施策体系	38
4.	施策の展開	39
	基本目標1. 共に生きるための理解と交流の促進	39
1-1	障がいに対する理解の促進	39
1-2	福祉の担い手の育成	41
1-3	参画・協働と交流の促進	43
1-4	文化芸術、スポーツ等の振興	45
	基本目標2. いつまでも安心して暮らせる地域づくり	46
2-1	相談・情報提供体制の充実	46
2-2	障害福祉サービス等の充実	48
2-3	安心して暮らせる環境の整備	50
2-4	防災・防犯対策の充実	51
2-5	経済的な支援	52
2-6	権利擁護の推進	53

基本目標3. 一人ひとりに応じた働き方への支援	54
3-1 一般就労に向けた支援	54
3-2 福祉的就労の支援	55
基本目標4. 保健・医療体制の充実	56
4-1 保健サービスの充実	56
4-2 医療とリハビリテーション体制の確保	56
基本目標5. 子どもの健やかな成長のための支援	57
5-1 療育の充実	57
5-2 特別支援教育等の充実	58
第4章 第7期赤穂市赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画	61
1. 国の「基本指針」	63
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系	65
第5章 基本指針に基づく目標値	67
1. 基本指針に基づく「成果目標」	69
2. 「成果目標」に対する目標値	71
第6章 障害福祉サービス等の見込量について	77
1. 訪問系サービス	79
2. 日中活動系サービス	81
3. 居住系サービス	84
4. 相談支援	85
5. 発達障がい児者等に対する支援	86
6. 精神障がいに対する支援体制	88
7. 相談支援体制の充実・強化のための取組	91
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	94
9. 地域生活支援事業について	96
第7章 障がい児福祉サービスの見込量について	105
1. 障害児通所支援	107
2. 障害児相談支援	109
第8章 計画の推進のために	111
1. 計画の推進体制	113
2. 計画の評価・検証	113
参考資料	115
1. 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱	117
2. 赤穂市障害者自立支援協議会名簿	119
3. 策定の経緯	120

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

本市では、平成 30（2018）年 3 月に「第 3 次赤穂市障がい者福祉プラン」、令和 3（2021）年 3 月に「第 6 期赤穂市障がい福祉計画・第 2 期赤穂市障がい児福祉計画」を策定し、さまざまな障がい者施策を展開してきました。

近年、障がいの重度化や重複化、障がいのある人および家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況が変化していることから、国の新たな動きを踏まえ、令和 6（2024）年度を始期とする「第 4 次赤穂市障がい者福祉プラン・第 7 期赤穂市障がい福祉計画・第 3 期赤穂市障がい児福祉計画」（これら 3 計画を総称して「赤穂市障がい者福祉長期計画」という。）を策定します。

2. 近年の障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き

国においては、平成 18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額および障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成 25（2013）年には、新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

さらに、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐待防止法」、平成 28（2016）年 4 月には「障害者差別解消法」、同年 5 月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成 28（2016）年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。

平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な

構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「読書バリアフリー法」施行、令和2（2020）年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4（2022）年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援および障がい福祉の充実にに向けた取組が行われています。

《障がい者支援および障がい福祉をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） バリアフリー法の施行（平成18年12月20日）
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約の発効（平成26年2月19日）
平成27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成27年1月1日）
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法の施行（平成28年4月1日） 成年後見制度利用促進法の施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法の施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成30年6月13日）
令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（令和元年6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（令和2年6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 （令和4年5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和6（2024）年	改正障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）

3. 国の基本計画について

(1) 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：令和5（2023）～令和9（2027）年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置付けています。

本市は国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に努めます。

障害者基本計画（第5次）の概要

《基本理念》

障がいの有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《各分野に共通する横断的視点》

1. 条約の理念の尊重および整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障がいのある女性、子どもおよび高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障がい者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害者基本計画（第5次）で追加・充実された項目や視点（概要）

■障害者基本計画(第5次)についての基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

■各分野における障がい者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障がいを有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障がい児における、子どもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障がいのある幼児児童生徒および学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障がい者の文化芸術活動に対する支援、障がい者の優れた芸術作品の展示等の推進
- ◎地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

4. 計画の位置付け

① 障がい者福祉プラン【6年計画】

「障がい者福祉プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

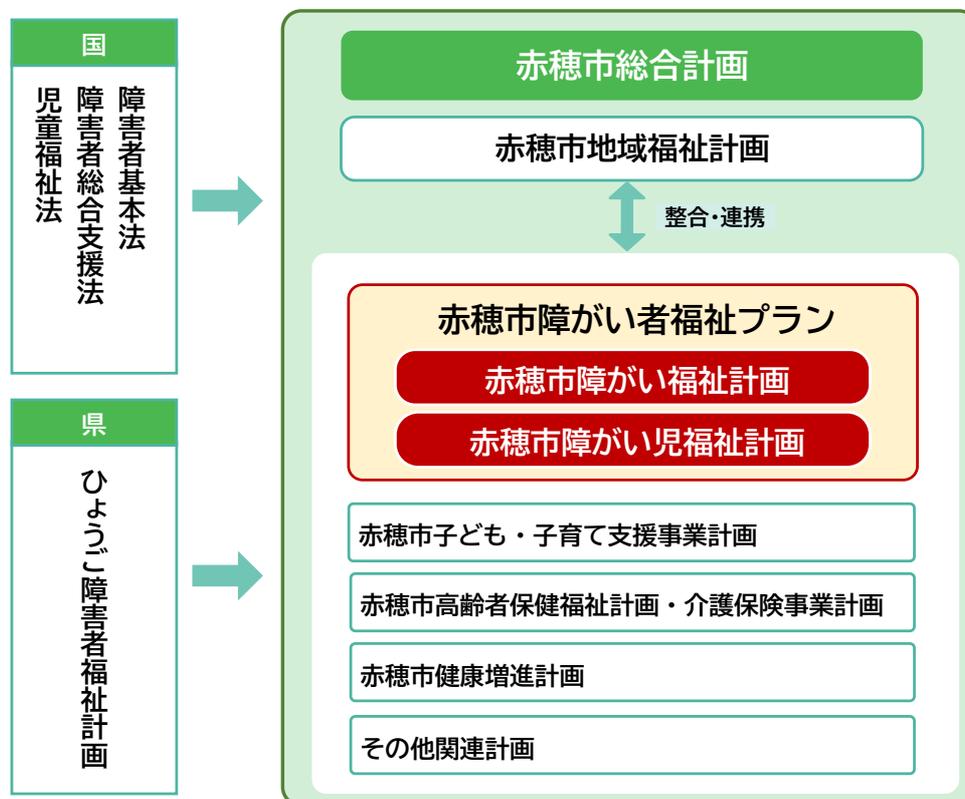
② 障がい福祉計画【3年計画】

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

③ 障がい児福祉計画【3年計画】

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

※上記①～③の3計画を一体として「赤穂市障がい者福祉長期計画」と位置付けています。



5. 計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合計画	2030赤穂市総合計画					
地域福祉計画	第3期地域福祉計画			第4期地域福祉計画		
障害者計画	第4次障がい者福祉プラン					
障害福祉計画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画	第3期計画				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9期計画			第10期計画		

6. 障がいのある人の定義

「赤穂市障がい者福祉長期計画」における「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人および難病の人についても「赤穂市障がい者福祉長期計画」の対象者とします。

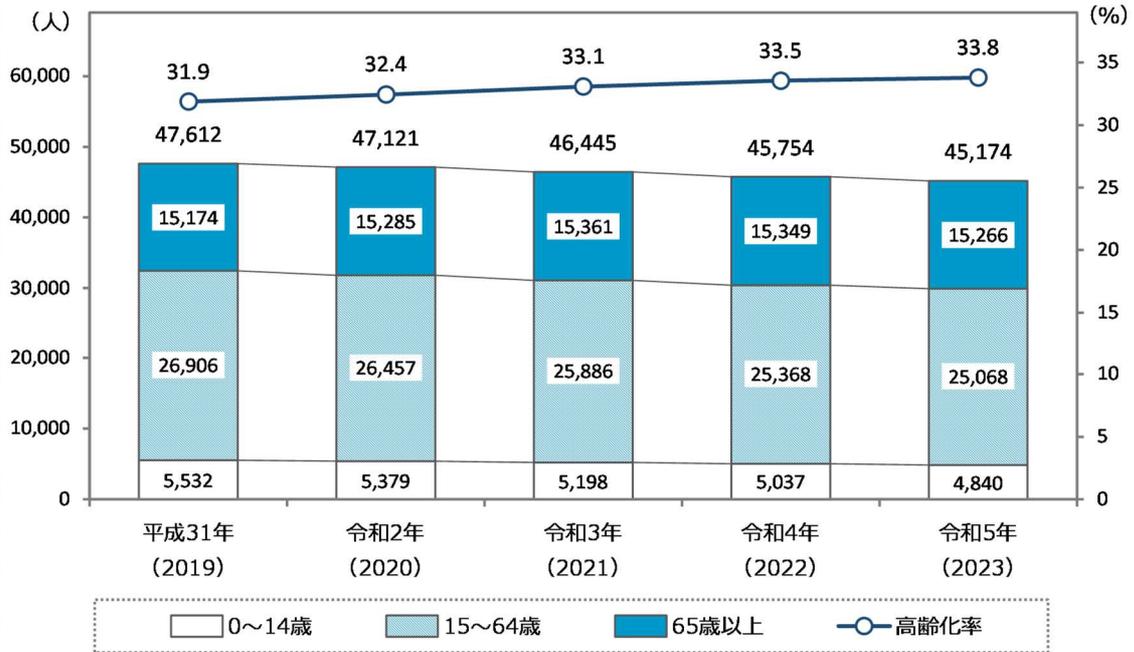
障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、障がいのある人同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 人口の推移

市の総人口は減少しています。また、高齢者（65歳以上）の人口も、令和4（2022）年から減少に転じていますが、高齢化率は増加しています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆

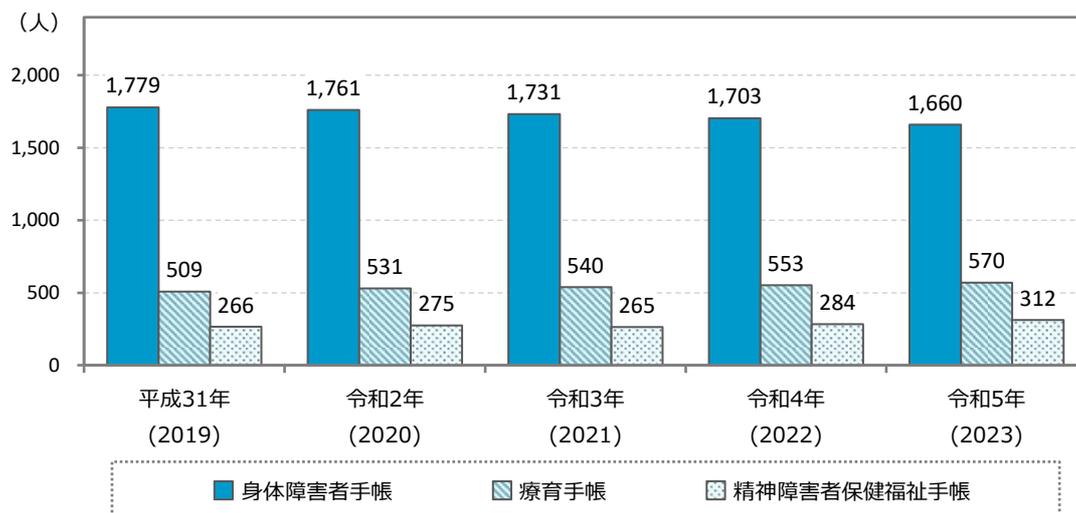


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2. 障がい者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

◆障がい者手帳所持者数の推移◆

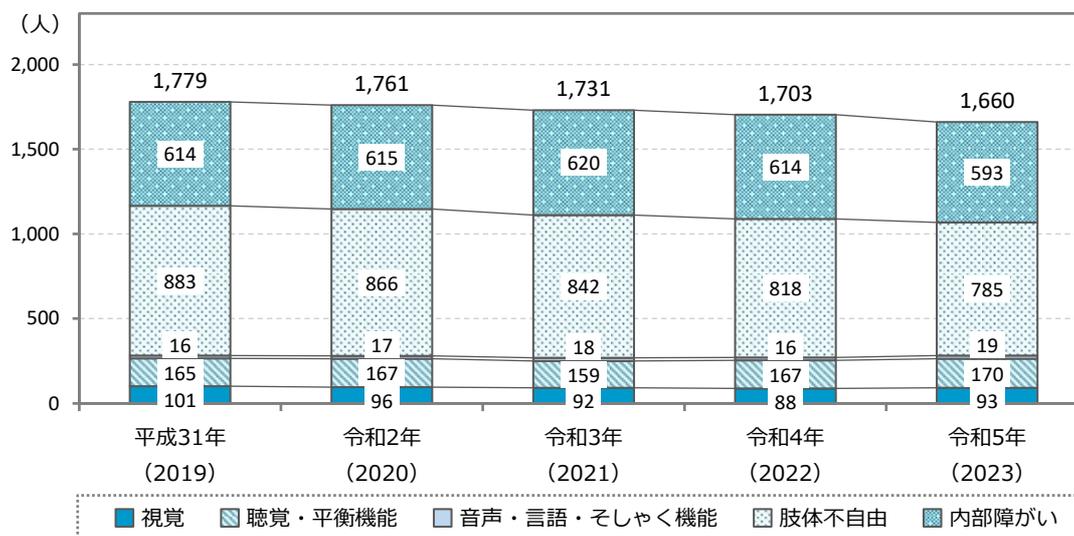


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

3. 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 障がい部位でみる身体障害者手帳所持者数

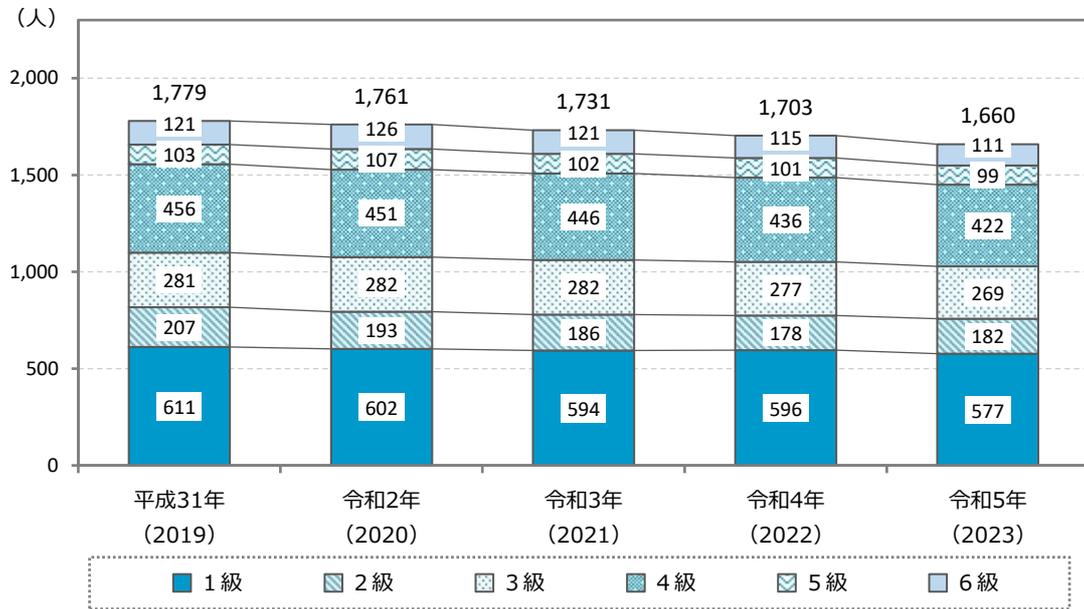
障がい部位別の推移を見ると、「聴覚・平衡機能」と「音声・言語・そしゃく機能」は微増傾向にありますが、その他はおおむね減少傾向です。



資料：赤穂市（各年3月31日現在）

(2) 障がい程度でみる身体障害者手帳所持者数

総数は減少傾向にあり、それぞれの等級もおおむね減少傾向です。

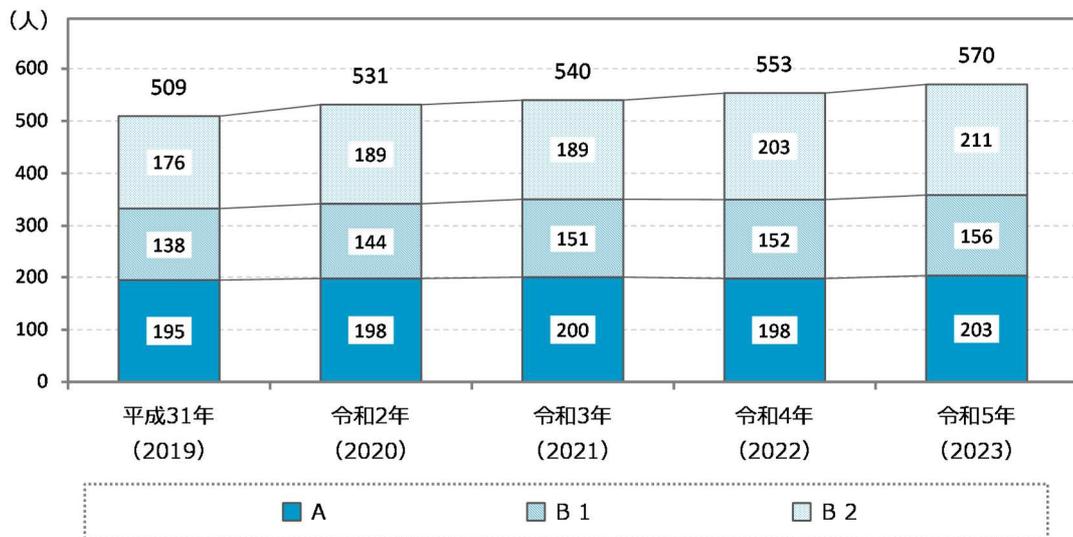


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

4. 療育手帳所持者の状況

いずれの判定も年々増加しています。

◆判定別療育手帳所持者数の推移◆

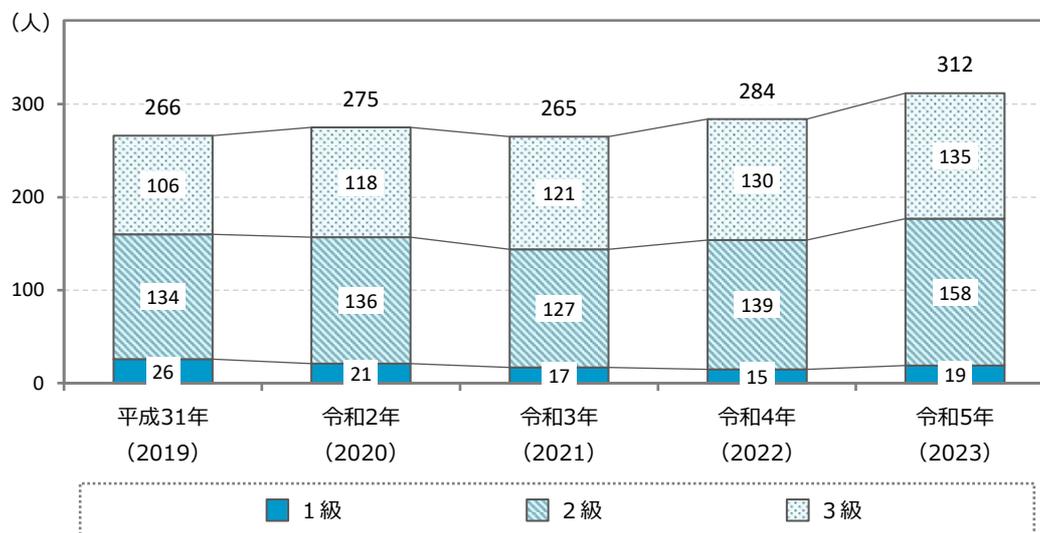


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

「1級」は減少傾向ですが、「2級」と「3級」は増加傾向です。

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移◆

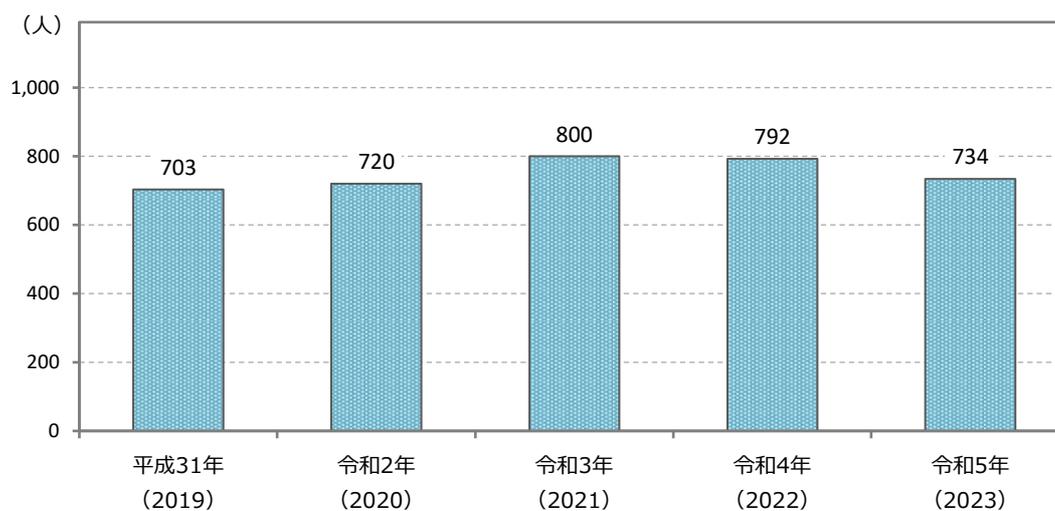


資料：赤穂市（各年3月31日現在）

6. 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和3（2021）年をピークに減少傾向です。

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移◆

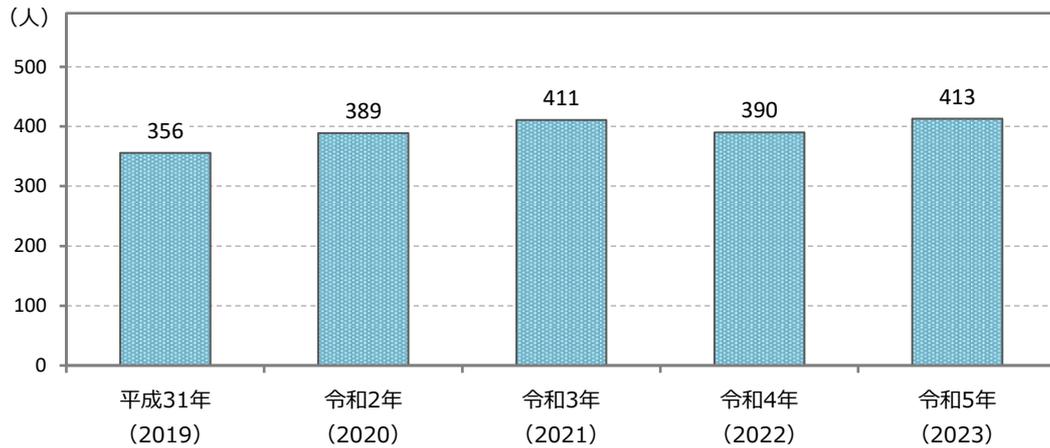


資料：兵庫県（各年3月31日現在）

7. 特定医療費（指定難病）受給者数の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和4（2022）年で減少しましたが、令和5（2023）年は増加に転じています。

◆特定医療費（指定難病）受給者数の推移◆

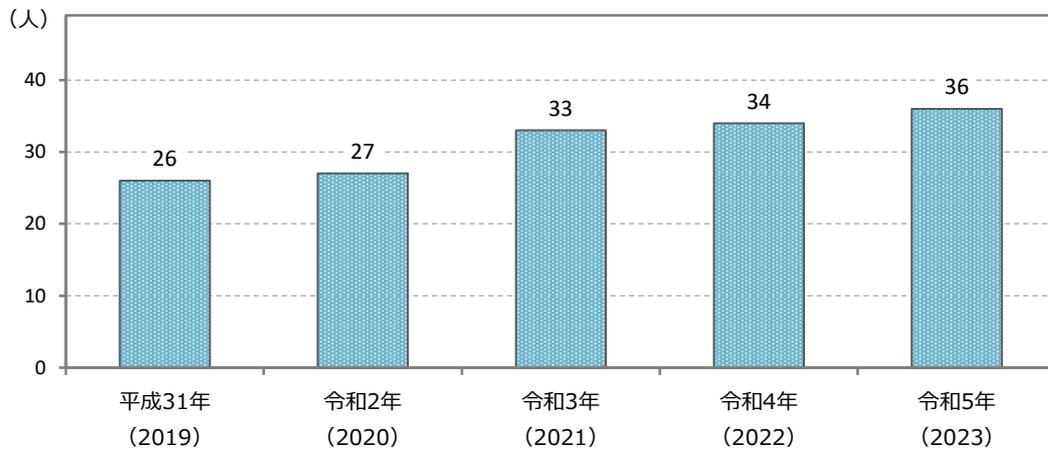


資料：兵庫県（各年3月31日現在）

8. 小児慢性特定疾病受給者数の状況

小児慢性特定疾病受給者数は、年々増加しています。

◆小児慢性特定疾病受給者数の推移◆



資料：兵庫県（各年3月31日現在）

9. 調査結果について

「赤穂市障がい者福祉長期計画」策定の基礎資料とするため、障がいのある人およびその家族等に調査を実施しました。以下、「18歳以上」を対象とした調査と「18歳未満」を対象とした調査に分けて、結果の概要を記載します。

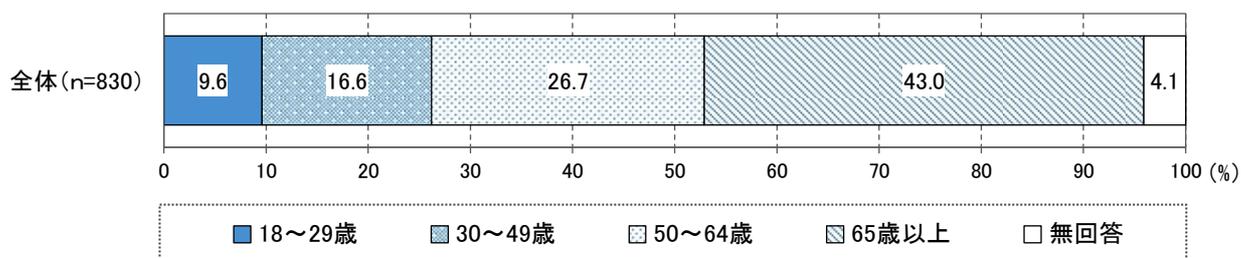
「18歳以上」を対象とした調査

・調査対象	18歳以上の障がい者およびその家族等
・調査対象者数	1,400人（無作為抽出）
・回収数（率）	830票（59.3%）
・調査方法	郵送による調査票の配布・回収
・調査期間	令和4年11月17日～12月1日

（1）年齢・家族構成等

① 年齢

年齢は、「65歳以上」が43.0%と最も多く、次いで、「50～64歳」（26.7%）、「30～49歳」（16.6%）の順となっています。



② 介助者

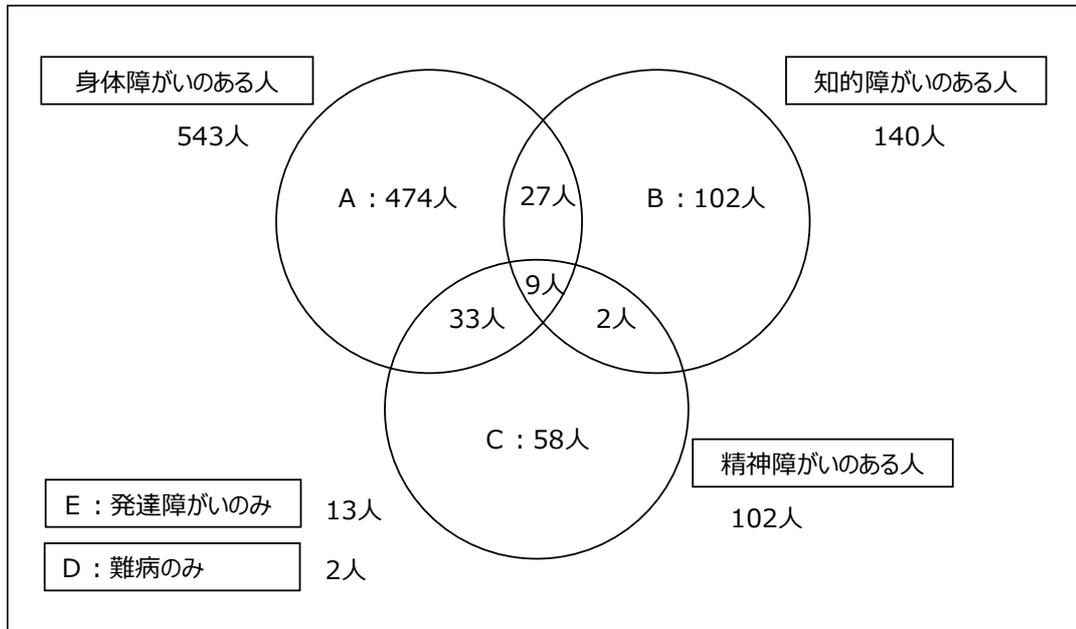
介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が37.1%と最も多く、次いで、「配偶者（夫または妻）」（34.8%）、「ホームヘルパーや施設の職員」（20.8%）の順となっています。

(2) 障がいの状況について

① 調査対象者のプロフィール

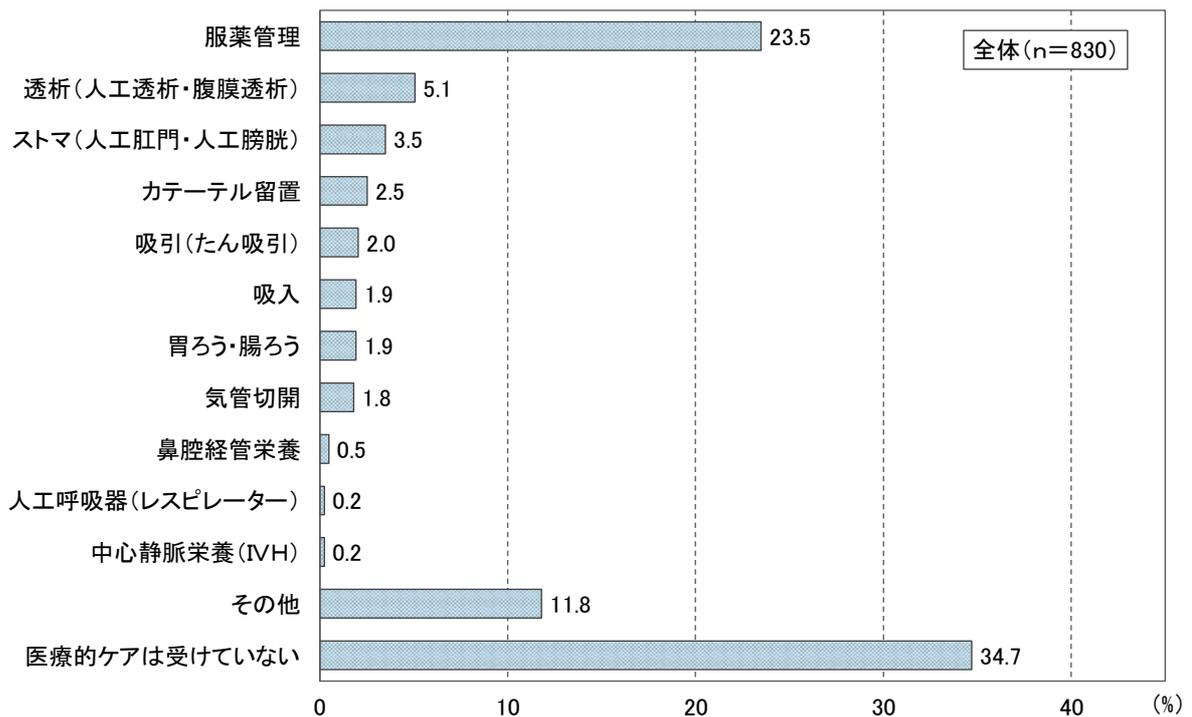
830人のうち、身体障がいのある人が543人、知的障がいのある人が140人、精神障がいのある人が102人、また、重複障がいのある人が71人となっています。

また、難病のみは2人、発達障がいのみは13人となっています。



② 現在受けている医療ケア

現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が23.5%と最も多く、次いで、「透析（人工透析・腹膜透析）」(5.1%)、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」(3.5%)の順となっています。



(3) 住まいや暮らしについて

① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在および5年以内の両方とも「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が最も多くなっています。

② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が54.0%と最も多く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(41.4%)、「相談対応などの充実」(37.1%)の順となっています。

- ・暮らしの場所について、現在はひとり暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内という先のことになるとう無回答の割合が多くなっており、これから先のことについて想定しきれていない人の割合が多くなっています。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的な負担軽減、在宅サービスの充実、相談対応が上位に挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

(4) 日中活動や就労について

① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「困った時にどうすればいいのか心配」が21.4%と最も多く、次いで、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」(19.3%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(17.6%)の順となっています。

② 就労支援として必要なこと

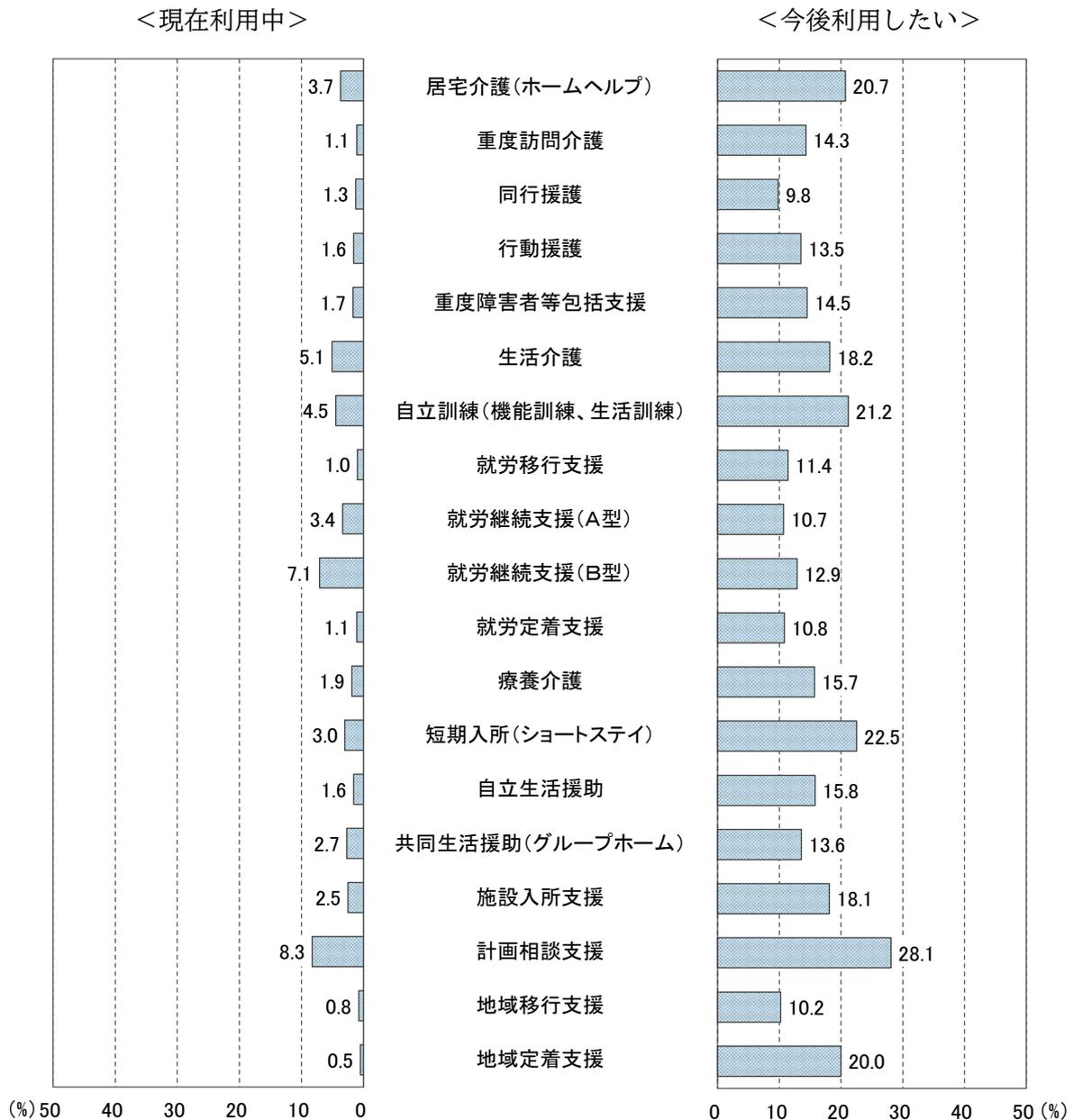
就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が50.4%と最も多く、次いで、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(40.1%)、「通勤手段の確保」(33.6%)の順となっています。

- ・外出したとき困ることは、困ったときや突然の身体の変化等の対応、公共交通機関の少なさが上位に来ています。障がいのある人が地域の中で生活できるよう、障がいのある人への市民の理解を深めて、困っている人を手助けできる機運を醸成するとともに、公共交通網の維持・充実に取り組む必要があります。
- ・就労支援として必要なことは、職場の理解、勤務への配慮、通勤手段の確保、就労定着および継続に向けた支援等の割合が多くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進め、障がいのある人も個性を活かした就労ができるように努める必要があります。

(5) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「計画相談支援」が8.3%と最も多く、次いで、「就労継続支援（B型）」(7.1%)、「生活介護」(5.1%)の順となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「計画相談支援」が28.1%と最も多く、次いで、「短期入所（ショートステイ）」(22.5%)、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」(21.2%)の順となっています。



・現状のサービスの利用ニーズは多いとは言えない状況ですが、今後利用したいサービスの結果から、利用ニーズはかなり見受けられます。障がいのある人が、必要なときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保が求められます。

(6) 相談相手や情報の入手について

① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が74.0%と最も多く、次いで、「友人」(28.7%)、「かかりつけの医師や看護師」(28.1%)の順となっています。

② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「市の広報紙」が39.2%と最も多く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」(28.9%)、「病院などの医療機関」(27.8%)の順となっています。

・悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、友人、かかりつけの医師および看護師の割合が多くなっています。一方、市の相談窓口については、10.4%とそれほど多いとは言えません。市として、障がいのある人の状態およびニーズに対応した相談支援体制と窓口職員の資質向上に努める必要があります。

・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、市の広報誌が最も多く、インターネットやSNSの割合は5番目にとどまっています。また、介助者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な人も多いと推測されます。したがって、市ホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける媒体である市の広報誌等の情報提供の充実が求められます。

(7) 権利擁護について

① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が51.6%と最も多く、次いで、「少しある」(21.4%)、「ある」(18.2%)の順となっています。

② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.6%と最も多く、次いで、「名前も内容も知らない」(28.7%)、「名前も内容も知っている」(24.8%)の順となっています。

・差別や嫌な思いをした経験について、“ある+少しある”の割合は39.6%と約10人に4人が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、市民の意識向上を図る必要があります。

・成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は24.8%と約4人に1人となっていることから、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

(8) 災害時の避難について

① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が46.8%、「できない」が24.9%、「わからない」が24.1%となっています。

② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が45.2%と最も多く、次いで、「投薬や治療が受けられない」(44.1%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(33.6%)の順となっています。

- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は49.0%と約2人に1人となっており、それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備や生活環境への不安、投薬や治療が受けられないこと、スムーズに避難できないことが挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所および体制の確保に努める必要があります。

(9) 虐待について

① これまでに虐待を受けたことがあるか

これまでに虐待を受けた経験は、「ある」が8.2%、「ない」が81.8%となっています。

② (虐待を受けたことがある方) それはどのような内容か

虐待の内容については、「言葉など心理的な虐待」が86.8%と最も多く、次いで、「暴力など身体的な虐待」(44.1%)、「性的な虐待」(11.8%)の順となっています。

- ・虐待について、を受けた経験がある割合が8.2%と約12人に1人となっています。また、その内容として、心理的、身体的な虐待の割合が多くなっていますが、性的な虐待や資産の流用、ネグレクト等、さまざまな虐待が見られることから、相談支援体制の充実と適切な支援につながる体制づくり等による早期発見・早期対応が求められます。

(10) 身近な介助者の亡き後について

① 身近な介助者がいなくなった場合のことを考えたことがあるか

身近な介助者がいなくなった場合について、「考えたことがある」が62.0%、「考えたことはない」が30.3%となっています。

② 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が83.2%と最も多く、次いで、「障がいによる行動のしづらさ」(64.7%)、「金銭や財産の管理」(63.6%)の順となっています。

・いわゆる「親亡き後」の問題については、将来を考えることで当事者の不安を増大させる等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において安心した生活が過ごせる環境づくりや、当事者自身の置かれている状況に応じた自立支援を行っていく必要があります。

(11) 市の施策について

① 市の障がい福祉の取組についての満足度

市の障がい福祉の取組への満足度について、「ふつう」が54.4%と最も多く、次いで、「やや満足」(17.5%)、「やや不満」(10.5%)の順となっています。

② 障がい福祉に関して優先すべき市の施策

障がい福祉に関して優先すべき市の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が55.1%と最も多く、次いで、「医療的ケアが必要な障がい者(児)への支援」(41.8%)、「障がい者(児)の就労や就労定着の支援」(38.0%)の順となっています。

・市の施策の満足度について、“非常に満足+やや満足”は21.8%、“やや不満+非常に不満”は14.0%となっています。また、優先すべき施策では、地域における相談・支援体制や医療的ケアに関する支援、就労に関する支援を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

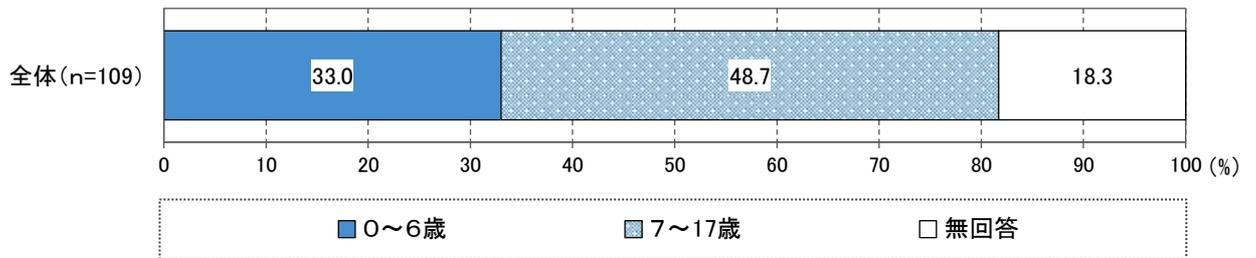
「18歳未満」を対象とした調査

・調査対象	18歳未満の障がい者およびその家族等
・調査対象者数	250人（無作為抽出）
・回収数（率）	109票（43.6%）
・調査方法	郵送による調査票の配布・回収
・調査期間	令和4年11月17日～12月1日

(1) 年齢・家族構成など

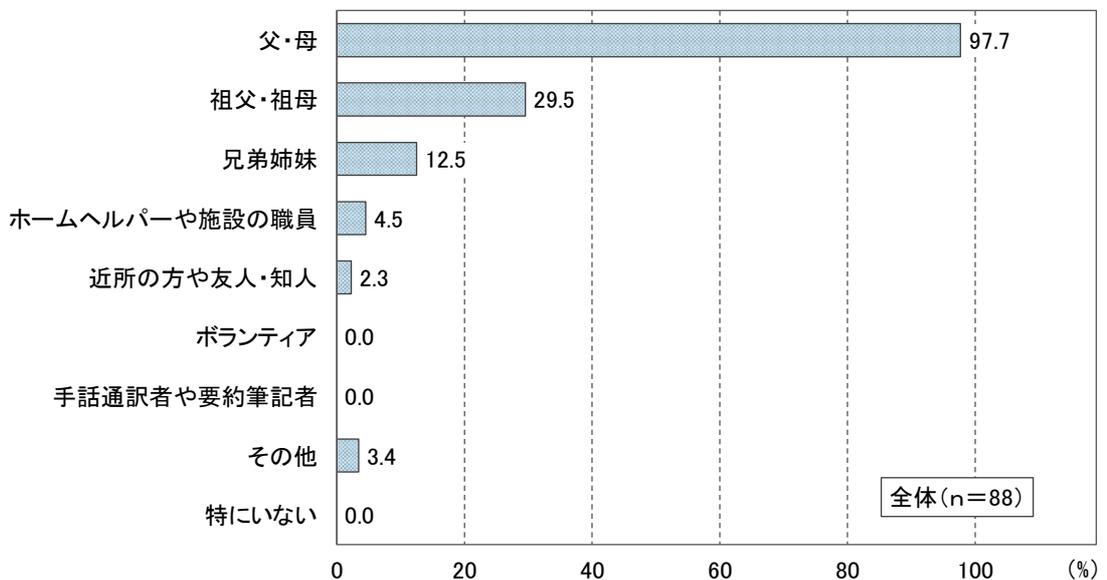
① 年齢

年齢は、「0～6歳」が33.0%、「7～17歳」が48.7%となっています。



② 介助者

介助してくれる方は、「父・母」が97.7%と最も多く、次いで、「祖父・祖母」(29.5%)、「兄弟姉妹」(12.5%)の順となっています。

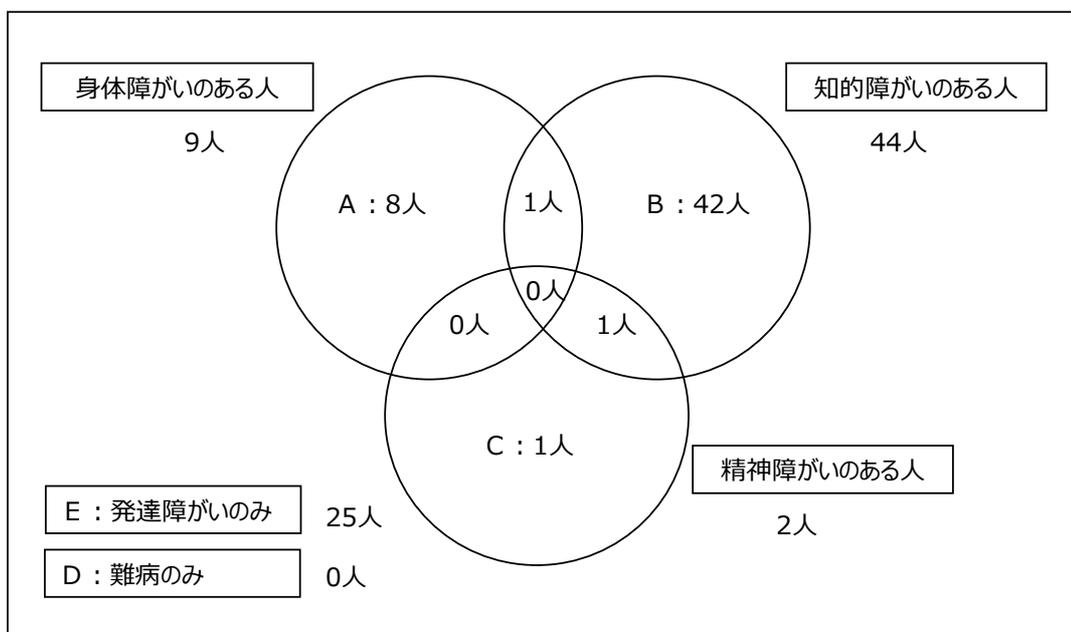


(2) 障がいの状況について

① 調査対象者のプロフィール

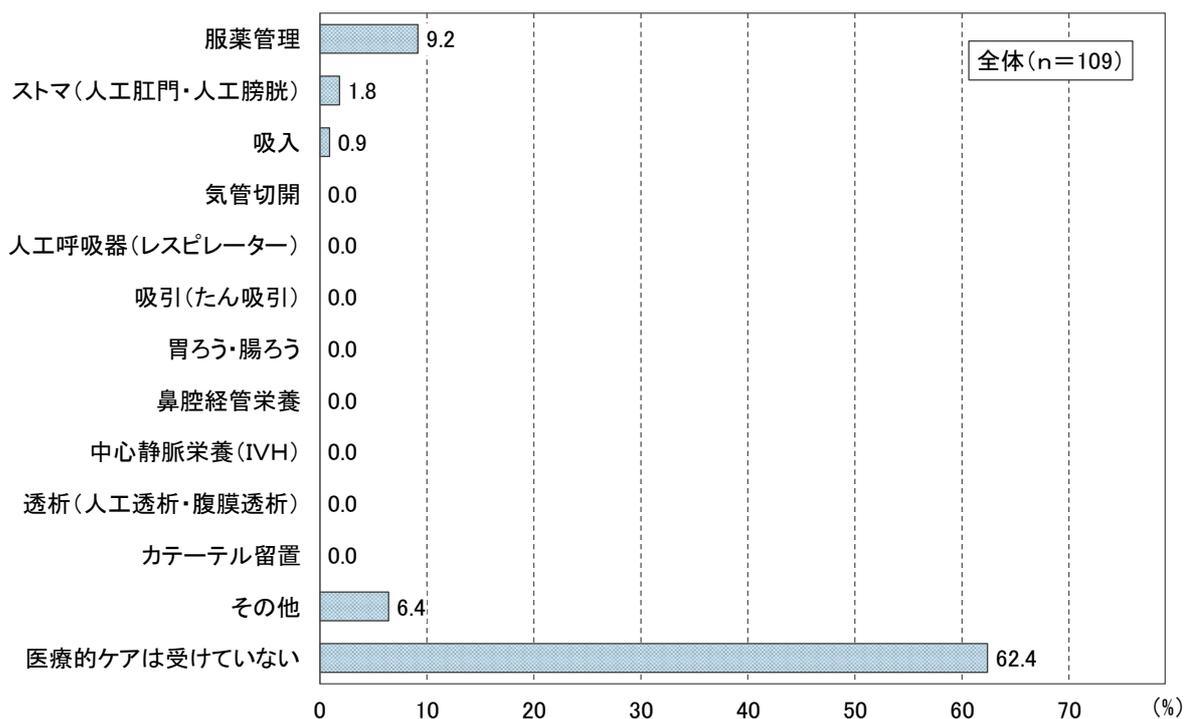
109人のうち、身体障がいのある人が9人、知的障がいのある人が44人、精神障がいのある人が2人、また、重複障がいのある人が2人となっています。

また、難病のみは0人、発達障がいのみは25人となっています。



② 現在受けている医療ケア

現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が9.2%と最も多く、次いで、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」(1.8%)、「吸入」(0.9%)の順となっています。



(3) 将来の暮らしについて

① 学校等の卒業後の進路

学校等の卒業後の進路についての考えは、「卒業後の進路はまだ考えていない」が42.1%と最も多く、次いで、「大学や専門学校などに進学したい」(23.9%)、「一般の民間会社や公的機関などで働きたい」(13.8%)の順となっています。

② 将来どのような暮らしをしたいか

将来の暮らしについての考えは、「将来の生活については、まだ考えていない」が57.8%と最も多く、次いで、「自宅で、介助や支援を受けながら、家族などと一緒に暮らす」(26.6%)、「自宅で介助や支援を受けながら、ひとりで暮らす」・「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、ひとりで暮らす」(9.2%で同率)、「障がいのある人のための施設で暮らす」(4.6%)の順となっています。

③ 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が60.6%と最も多く、次いで、「相談対応などの充実」(51.4%)、「コミュニケーションについての支援」(45.9%)の順となっています。

- ・学校等の卒業後の進路や将来の暮らしについて、まだ考えていない人の割合が約半数になっており、これから先のことについて想定しきれていない方の割合が多くなっています。障がいの状態に応じて自己実現に向かえるよう、ライフステージに応じた適切な情報提供や相談支援の必要があります。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的な負担軽減、相談対応、コミュニケーション支援が上位に挙げられています。障がいのある人のニーズに対応できる相談支援やコミュニケーションをサポートする体制等の充実に努める必要があります。

(4) 日中活動について

① 外出したとき困ること

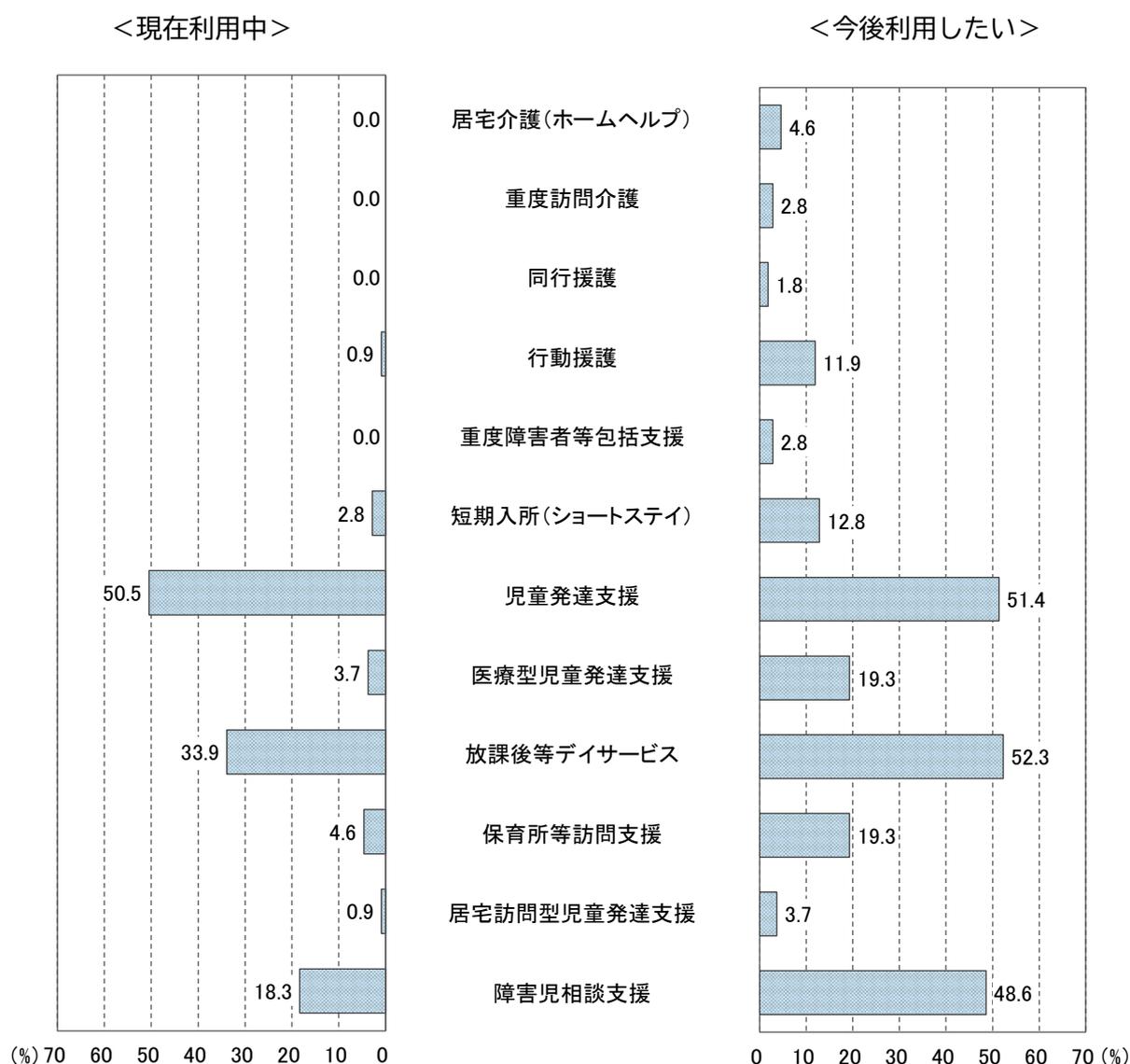
外出時に困ることとしては、「困った時にどうすればいいのか心配」が34.9%と最も多く、次いで、「周囲の目が気になる」(21.1%)、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」(14.7%)の順となっています。

- ・外出したとき困ることは、困ったときの対応や周囲のまなざし、公共交通機関の少なさが上位に挙げられています。障がいのある人が地域の中で生活できるよう、障がいのある人への市民の理解を深めて、困っている人を手助けできる機運を醸成するとともに、公共交通網の維持・充実に取り組む必要があります。

(5) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「児童発達支援」が 50.5%と最も多く、次いで、「放課後等デイサービス」(33.9%)、「障害児相談支援」(18.3%)の順となっています。

また、今後利用したいサービスについては、「放課後等デイサービス」が52.3%と最も多く、次いで、「児童発達支援」(51.4%)、「障害児相談支援」(48.6%)の順となっています。



・現状のサービスの利用状況では、児童発達支援が最も多く、次いで、放課後等デイサービス、障害児相談支援の順となっています。また、今後利用したいサービスの結果から、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用ニーズに加え、短期入所、行動援護にも利用ニーズが見られることから、障がいのある人が、必要ときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保が求められます。

(6) 相談相手や情報の入手について

① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が78.0%と最も多く、次いで、「保育所、幼稚園、学校の先生」(62.4%)、「友人・知人」(53.2%)の順となっています。

② 障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「インターネットやSNS」が45.9%と最も多く、次いで、「家族や親せき、友人・知人」・「保育所、幼稚園、学校の先生」(44.0%で同率)、「サービス事業所の人や施設職員」(36.7%)の順となっています。

- ・悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、保育所、幼稚園、学校の先生、友人・知人の割合が多くなっています。一方、市の相談窓口については5.5%とそれほど多いとは言えません。市として、障がいのある人の状態やニーズに対応した相談支援体制と窓口の職員の資質向上に努める必要があります。
- ・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、インターネットやSNSが最も多く、家族や親せき、友人・知人、保育所、幼稚園、学校の先生も同程度の割合となっており、市の広報誌や市の相談窓口は割合が多いとは言えない状況にあります。しかし、障がいのある人や介助者の状態によっては、市ホームページ等による情報提供のほかに広報誌等の情報提供も必要であることから、引き続き分かりやすい情報発信に努める必要があります。

(7) 権利擁護について

① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が36.7%と最も多く、次いで、「少しある」(34.9%)、「ある」(21.1%)の順となっています。

- ・差別や嫌な思いをした経験について、“ある+少しある”の割合は56.0%と2人に1人以上が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、市民の意識向上を図る必要があります。

(8) 災害時の避難等について

① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が 11.9%、「できない」が 53.2%、「わからない」が 29.4%となっています。

② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が 54.1%と最も多く、次いで、「安全な場所までスムーズに避難できない」(41.3%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(37.6%)の順となっています。

- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は 82.6%と5人に4人以上となっており、それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備や生活環境への不安、スムーズに避難できないこと、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保に努める必要があります。

(9) 市の施策について

① 市の障がい福祉の取組についての満足度

市の障がい福祉の取組への満足度について、「ふつう」が 53.2%と最も多く、次いで、「やや満足」(16.5%)、「やや不満」(12.8%)の順となっています。

② 障がい福祉に関して優先すべき市の施策

障がい福祉に関して優先すべき市の施策について、「障がい児(者)の就労や就労定着の支援」が 60.6%と最も多く、次いで、「発達障がい児(者)への支援」(58.7%)、「地域における相談・支援体制の充実」(49.5%)の順となっています。

- ・市の施策の満足度について、“非常に満足+やや満足”は 22.0%、“やや不満+非常に不満”は 16.5%となっています。また、優先すべき施策では、就労に関する支援、発達障がいへの支援、地域における相談・支援体制を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

(10) 主にお子さまの養育（支援）を行っている方が感じていること

①お子さまを養育していることで、不安（または負担）に感じていること

不安（または負担）に感じていることについて、「進学や就職への不安」が62.4%と最も多く、次いで、「将来の自立生活への不安」(53.2%)、「思うように働けない」(33.0%)の順となっています。

・子どもに対する不安や負担等について、進学や就職、将来の自立生活の割合が多くなっており、介助者自身が思うように働けないことや相談先の資源不足も割合が多くなっています。身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制をもとに、介助者の不安や負担等を和らげ、障がいのある人の個性や能力が発揮できる社会の実現に向けて取組を進める必要があります。

10. 団体調査結果について

「赤穂市障がい者福祉長期計画」策定の基礎資料とするため、障がいのある人を支援する関係事業所の代表者または担当者へ調査を実施しました。

◆回収数：30 事業所

◆調査時期：令和4年11月

団体調査から見られる傾向と課題

(1) 障がいのある人の就労環境づくりについて

- 障がいのある人の状態、特性、ニーズなどを勘案したマッチングが行えるよう、相談支援や就労支援体制の充実が求められます。
- 障がいのある人のニーズや特性に応じた多様な業務や職種を提供することにより、障がいのある人の個性を伸ばし、自立した生活を営めることにつながっていく必要があります。
- 就労継続支援・就労移行支援・就労定着支援などの各種支援に関して、民間企業や雇用主だけでなく職場で共に働く方にも周知することにより、合理的配慮につながる就労環境の改善に努める必要があります。
- 障がいのある人が就労を継続するためには、職場でのフォローやサポートはもとより、生活面でのフォローやサポートが重要であるため、職場へのアクセスを含め生活支援と就労支援が一体的に提供できる環境づくりが求められます。

(2) 障がいのある人やそのご家族などに対する情報提供や相談体制について

- 障がいのある人やその家族は、情報弱者である場合があるため、情報提供や相談支援の窓口の周知が必要です。
- 障がいのある人やその家族の置かれている状況は千差万別であり、困りごとについても多様化・複層化しているため、相談支援専門員の増員と人材育成、スキルアップが必要です。
- 相談支援体制の充実と強化のため、障がいのある人、高齢者、子どもといった縦割りで相談支援ではなく包括的に相談できる体制や、事業所単位でなく市全体の横のつながりにより、支援を必要としている人をサポートしていく体制づくりが求められます。

(3) 支援している障がいのある人やご家族など介助者への偏見や差別について

- 特に差別を感じないという意見がある一方、障がいにより不審に思われたり、子ども扱いをされたりといった風潮が依然として見られます。外見から障がいのある人と分かる場合はもとより、外見からわかりにくい障がいのある人がいることを市民に周知・

啓発することで、知的障がいおよび精神障がいへの理解が進むなど、障がいのある人とその家族の生きづらさの軽減に向けた取組を進める必要があります。

- 特別支援学校に進学することにより、地域行事への参加や放課後の過ごし方に関して制限されることが見られることから、この点について、どのような支援やサービスがあれば改善に向かうかを検討する必要があります。

(4) 障がいのある人やそのご家族などが地域で暮らすための支援について

- 地域共生社会の実現のため、障がいのある人やその家族が地域と関わりながら暮らし続けるためには、さまざまな障がいおよび障がいのある人に対する地域住民への理解促進と、平時・緊急時における支援体制の整備が必要です。
- 障がいのある人が生涯にわたって地域で暮らせるよう、在宅サービスなどの障害福祉サービスのさらなる充実や、グループホームなどの居住の場を確保することが求められます。

(5) 障がいのある人を取り巻く環境や市の障がい福祉施策について

- 障がいのある人の将来や親亡き後に向けて、計画的に過ごされている方は少ないため、さまざまな支援や福祉サービス、成年後見制度に関する情報提供の充実が必要です。
- 障がいのある人の状態やニーズ、ライフステージに応じた支援ができるよう、さらなる障害福祉サービスの充実やサポートする事業所数の拡充が求められます。

(6) 市内で不足している障害福祉サービスについて

- 相談支援、放課後等デイサービス、短期入所、移動支援、居宅介護、グループホームなど、さまざまなサービスが不足しているとの声がありました。障がいのある人のニーズや市の現状により、利用できるサービスの充実に努める必要があります。

11. 今後の課題

① 地域生活を安心して営むための支援

- 障がいのある人が、地域社会の一員として地域生活を送るため、在宅サービス等の障害福祉サービスの充実およびヘルパーの確保、ならびにグループホーム等の居住の場を確保することが必要です。
- 障がいのある人やその家族が地域と関わって暮らし続けるためには、さまざまな障がいおよび障がいのある人に対する地域住民への理解促進と、平時・緊急時における支援体制の整備が必要です。
- 障がいのある人が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により、意思を表明し伝達できるとともに、情報を入手できる環境の整備を推進する必要があります。
- インクルーシブ教育の理念に基づく教育機関との連携や、特別支援教育の推進、放課後等デイサービスの充実等が求められます。

② 就労支援の充実

- 障がい者雇用への理解やサポート、通勤手段の確保や生活面での支援体制が必要です。
- 障がいのある人の状態、特性、ニーズ等を勘案したマッチングが行えるよう、相談支援や就労支援体制の充実が求められます。
- 民間企業での障がいに対する理解が広がることで、職場での合理的配慮につながり、就労継続や定着への支援がしやすくなる環境の醸成が必要です。

③ 障がい特性やライフステージに応じた生涯にわたる支援

- 乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり、障がいのある人や家族に対するライフステージ別の適切な情報提供や相談支援体制の充実が必要です。
- いわゆる「親亡き後」を見据え、介護者が元気うちに今あるサービスや制度について知り、将来に備えることの大切さを広報していく必要があります。
- 保健・医療・福祉等の関係機関の連携が必要な高次脳機能障がい、発達障がいのある人、医療的ケアが必要な障がいのある子どもおよび医療依存度の高い重症心身障がい者（児）、難病患者等への支援体制の充実が必要です。

第3章 第4次赤穂市障がい者福祉プラン

1. 基本理念

本市では、これまで「第3次赤穂市障がい者福祉プラン」（計画期間：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）の基本理念をもとに、障がいに対する理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育など、さまざまな施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

「第4次赤穂市障がい者福祉プラン」では、障がいのある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）の考え方のもと、障がいのある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちの実現を目指すため、これまでの基本理念を継承します。

◆「第4次赤穂市障がい者福祉プラン」の基本理念

**障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現**

この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現を目指します。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される合理的配慮について、普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と障がいのある人だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、さまざまな主体の参画により取組を進めることとします。

2. 基本目標

「第4次赤穂市障がい者福祉プラン」で掲げた基本理念を実現するために、以下の5つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標1 共に生きるための理解と交流の促進

障がいのある人が、いつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域で共に暮らす市民のさまざまな障がいおよび障がいのある人に対する理解が不可欠です。そのため、すべての市民を対象として、障がいおよび障がいのある人への理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進や福祉教育、ボランティアの推進等、共に支えあう地域社会の構築を推進します。

また、障がいの有無に関わらず交流できる場や、スポーツ・文化芸術に参加できる機会を提供することで、障がいのある人が社会に参画できる環境づくりを進めます。

基本目標2 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らし続けられるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。

そのため、情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの充実や誰もが住みやすい生活環境づくり、権利擁護の推進等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

基本目標3 一人ひとりに応じた働き方への支援

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲を持つ障がいのある人が、障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保および工賃の向上に取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

基本目標4 保健・医療体制の充実

障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見・早期対応に努めるとともに、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わるさまざまな関係機関と連携を図ることで、保健・医療体制の充実に取り組みます。

基本目標5 子どもの健やかな成長のための支援

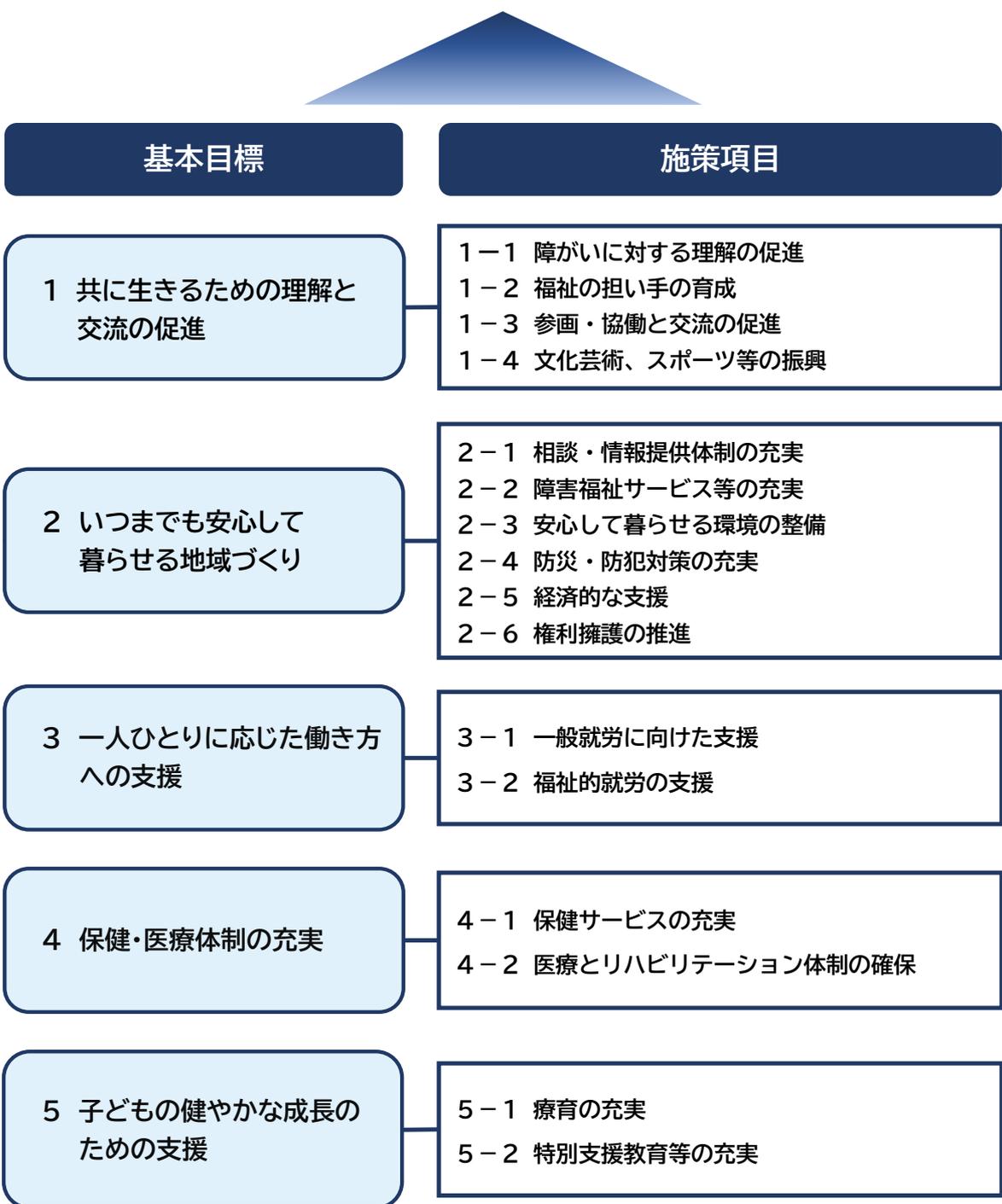
障がいのある子どもとその家族等のニーズや多様な生活課題に応じた相談支援体制の強化や福祉サービスおよび療育体制の充実を推進します。

また、障がいのある子どもが、その年齢や個性に応じて、必要とする教育・療育が受けられるよう、学校園所における特別支援教育等の充実を図り、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるよう取り組みます。

3. 施策体系

■ 基本理念

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現



4. 施策の展開

基本目標1. 共に生きるための理解と交流の促進

1-1 障がいに対する理解の促進

施策	取組	担当課
1 広報媒体における周知・啓発	○障がいおよび障がいのある人への理解促進が進むよう、広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram) を通じて、障害者差別解消法の周知をはじめ、障害者就労施設の取り扱う物品や事業所の紹介について、周知・啓発に取り組みます。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
2 市民等を対象とした研修の実施	○障害者差別解消法の施行に伴い、民生委員・児童委員や地域住民、市職員等を対象に障がいへの理解を深める研修等を実施します。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
3 当事者団体等の周知・啓発	○障がいのある人の当事者団体と情報交換する場を設けるとともに、活動内容を周知し、広く市民に障がいへの理解が深まるよう取り組みます。	社会福祉課 (障がい福祉係)
4 障がい者週間等における周知・啓発	○赤穂市社会福祉協議会が実施する「障がい者週間ともに考える市民のつどい」に係る経費の一部を補助し、障がい者問題が、障がいのない人にとって身近な問題と感じてもらう機会として、共に生きる共生社会の促進に取り組みます。また、障がいがあっても参加しやすいよう、手話や要約筆記、車いす席などを設け、会場内の配置等に配慮していきます。 ○校内研修会・人権研修会等を通して、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めていきます。	・社会福祉課 (障がい福祉係) ・学校教育課 ・市民対話課 ・赤穂市社会福祉協議会
5 各種福祉大会・イベントの開催拡充	○赤穂市社会福祉協議会との共催による「福祉のつどい」等さまざまなイベントを開催するとともに、障害者就労施設に物販の機会を提供していきます。	・社会福祉課 (障がい福祉係) (いきがい福祉総務係) ・赤穂市社会福祉協議会
6 人権教育の推進	○赤穂教育プランに基づき、人権教育の推進に向け、学校教育全体で行うことを位置付けるとともに、学校訪問等を通し、学校教育全体で人権教育が進むよう、指導・助言を行います。 ○赤穂市民主促進協議会教育専門部会において、「障がいのある人と人権」分科会を持ち、実践交流を行うとともに、兵庫県人権教育研究協議会等と連携を図ります。	・学校教育課 ・市民対話課

施策	取組	担当課
7 福祉教育の推進	<p>○赤穂市社会福祉協議会の協力のもと、各小学校における総合的な学習の時間において、体験活動による福祉教育の実践を子どもの成長に合わせて行います。</p> <p>【実施例】</p> <p>①アイマスク体験・点字体験を通して、視覚障がいについて学ぶ。</p> <p>②手話体験を通して、聴覚障がいについて学ぶ。</p> <p>③盲導犬にふれ、その利用者の生の声を聞く。</p> <p>④車いす体験を通して、バリアフリーの必要性に気づく。</p> <p>⑤高齢者福祉施設を訪問し、交流を行う。</p> <p>⑥障がい者スポーツを体験し、障がいへの理解、競技の内容や意義などについて学び、パラスポーツの理解を深める。</p> <p>○小中高校の児童生徒、企業や団体に対して、障がいのある人の疑似体験を通じて理解を深めるため、職員およびボランティアの派遣を行います。</p> <p>○学校だけでなく、企業や団体、地域住民に対して「ボランティア出前講座」や「早かごセミナー」にメニューを掲載し、疑似体験の機会を提供する等、さまざまな障がいに対する理解の促進と周知・啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・赤穂市社会福祉協議会
8 手話の普及・啓発（新規）	<p>○小中学校における手話体験学習等により、手話の普及を図ります。</p> <p>○手話奉仕員養成講座および職員への手話研修を実施し、手話の普及および聴覚障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課（障がい福祉係）



手話奉仕員養成講座



1-2 福祉の担い手の育成

施策	取組	担当課
1 ボランティアの育成・活動支援	<p>○赤穂市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターおよび赤穂ボランティア協会等に対して、情報の提供や活動情報の周知・啓発に努めます。</p> <p>○市民が積極的にボランティア活動に参加できるような養成研修事業を開催し、ボランティアの裾野の拡大に努めます。</p> <p>○現在活動中のボランティアグループに対して、自主事業や研修に参加する際に、助成金を交付する等、ボランティアの養成やスキルアップなどに取り組むとともに、ボランティアグループ連絡会を開催することで、コーディネート体制や関係機関との連携体制について充実を図ります。</p> <p>○若年層や団塊の世代などに、ボランティアについて関心をもってもらえるよう、積極的な啓発活動および発掘、育成活動を展開していきます。</p> <p>○社協だより、各報道機関の新聞、広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram) を通じて、ボランティア養成講座等に関する状況を掲載するなど、周知・啓発に取り組めます。</p> <p>○イベントの際に、赤穂高校定時制ボランティア部の学生や関西福祉大学のボランティアサークルに協力依頼をし、ボランティア活動の担い手が継続的かつ効果的に活躍できる環境づくりに取り組むとともに、高校や大学、企業と連携し、若年層のボランティアの発掘に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (いきがい福祉総務係) ・ 赤穂市社会福祉協議会
2 ボランティアセンター等との連携促進	<p>○ボランティアセンターとしての機能の充実と強化を図るため、赤穂ボランティア協会と連携しながら、普及・啓発活動を推進します。</p> <p>○ボランティア活動の活発化に向けた情報提供やボランティア団体への支援を通じて、ボランティアの裾野の拡大に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤穂市社会福祉協議会
3 災害ボランティアの育成	<p>○危機管理担当、赤穂ボランティア協会、赤穂防災士の会と連携して、災害ボランティア活動のマニュアルを作成しています。災害時備品の確保に努めるとともに、災害ボランティアセンター開設訓練や研修を実施します。</p> <p>○災害時に円滑に防災支援活動ができるよう、災害ボランティア養成講座を毎年実施し、災害ボランティア登録を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤穂市社会福祉協議会

施策	取組	担当課
4 赤穂市社会福祉協議会との連携強化	○赤穂市社会福祉協議会を地域福祉活動推進のリーダー役として位置付け、福祉の意識づくりや福祉の担い手の育成に取り組むとともに、連携を強化し活動に対する支援を行います。	・社会福祉課 (いきがい福祉総務係)
5 各種団体等との連携強化	○個人情報の保護に配慮しながら、高齢者や障がいのある人など要支援者情報の把握と共有に努めます。 ○さまざまな機会や媒体を通じて、地域団体の情報をはじめ、参加の意義等について、周知・啓発に取り組みます。	・赤穂市社会福祉協議会
6 関西福祉大学との連携強化	○関西福祉大学とユニバーサル社会づくりに向けた活動をはじめ、赤穂学の開講、インターンシップ生受入、協働事業を3本柱として、さまざまな分野で連携・協力を進めます。	・企画政策課
7 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援	○民生委員・児童委員、地域福祉推進委員で構成する地域福祉推進連絡会への支援を行うとともに、活動強化を図ります。 ○ニーズの多様化に伴い、支援内容も幅広くなっていることから、地域活動に関する情報提供や研修等を通じて、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の質の向上および活動の支援に努めます。	・社会福祉課 (保護支援係)
8 福祉実習生の受け入れの推進	○関西福祉大学等の福祉実習生等を受け入れ、福祉人材の育成に努めます。	・障害福祉サービス事業所 (さくら園)
9 事業所における福祉人材の確保	○兵庫県および兵庫県社会福祉協議会が行っている福祉人材の確保に向けた相談や説明会、スキルアップに向けた講座などに関する情報を適宜収集し、情報の発信に努めます。 ○小学校における体験学習や中学校におけるトライやる・ウィークなどを通じて、幼少期から福祉とふれあう機会を設け、福祉職の魅力について普及・啓発に努めます。	・社会福祉課 (障がい福祉係) ・学校教育課

障がいに関するさまざまなマーク①

障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障がいのある人全てを対象としたものです。

1-3 参画・協働と交流の促進

施策	取組	担当課
1 大会等を活用した障がい者団体の参加促進	○兵庫県や各種障がい者団体が開催する大会が、参加者の楽しみや交流活動につながるよう、参加の促進に努めます。	・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
2 スポーツを通じた交流の促進	○のじぎくスポーツ大会をはじめ、各種スポーツ大会等への参加は、障がいのある人のモチベーションの向上につながっていることから、今後も参加を働きかけるとともに、活動を支援します。 ○障がい者スポーツの実施団体に備品や消耗品を提供し、障がい者団体が主催するスポーツ大会や活動が効果的に行えるように努めます。	・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
3 ニュースポーツの普及	○囲碁ボール大会や室内カーリング大会などの開催により、誰もが楽しめるニュースポーツを通じた交流の推進を図ります。 ○ニュースポーツ大会の開催を継続するとともに、障がい者スポーツ団体との連携により、スポーツ交流の推進を図ります。	・ スポーツ推進課
4 障がいのある人とない人との交流	○障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進に向け、サービス提供事業所による施設のお祭りや防災訓練など、地域と関わる機会ができるよう、地域に根付いた活動を働きかけます。 ○障がい者団体やサービス提供事業所、関西福祉大学等と連携・協力し、障がいのある人とない人が交流を図れる場・機会の確保に努めます。	・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
5 行政施策への参加・参画の促進	○本市の政策に障がいのある人の視点・考えを取り入れるため、各種審議会・協議会・委員会等において、障がいのある人の参加・参画を呼びかけます。	・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
6 円滑に投票できる施策の実施	○障がいのある人が円滑に投票できるよう、投票所の環境整備やわかりやすい選挙情報の提供に努めます。 ○障がいのある人が代理投票を利用する際、筆談だけでなくコミュニケーションボードを用いて、代筆する職員が本人の意思を確実に認識できるように努めます。 ○指定施設および郵便による不在者投票の適切な実施に努め、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。	・ 選挙管理委員会

施策	取組	担当課
7 ユニバーサル社会づくりの推進、参加促進	○ユニバーサル社会づくりの実現に向け、関西福祉大学や地域等と連携し、空き店舗を活用した「ユニバーサルの家」を定期的を開催するとともに、市全体にユニバーサル社会づくりの周知・啓発活動を推進します。	・ 社会福祉課 (いきがい福祉総務係)
8 地域活動への参加促進	○外出機会が少ない在宅の重度心身障がい者・児とその家族同士の交流を深めることを目的として、レクリエーションを実施します。 ○自治会をはじめ、まちづくり団体が行う行事において、障がいのある人が参加しやすい環境づくりについて、さらなる理解の促進を図ります。	・ 市民対話課 ・ 赤穂市社会福祉協議会



1-4 文化芸術、スポーツ等の振興

施策	取組	担当課
1 各種スポーツ・文化活動への参加促進	○サウンドテーブルテニスやフライングディスク等の大会への参加を広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram) で広く呼びかけるとともに、自立支援協議会くらし部会等の枠組みも活用し、障がいのある人が主役となれる事業の実施を支援します。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
2 スポーツ・文化施設環境の充実	○障がいのある人にとって、利用しやすい施設となるよう整備に努めるとともに、障がい者スポーツ備品の整備も進めます。	・生涯学習課 ・スポーツ推進課
3 スポーツ指導者等の確保	○障がい者スポーツ団体と地区スポーツ推進委員を中心に人材の養成・確保に努めます。	・スポーツ推進課
4 総合型地域スポーツクラブの普及・啓発	○全小学校区で設立されているスポーツクラブ 21 (総合型地域スポーツクラブ)等の地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、関西福祉大学とも連携してクラブの普及・啓発に努めます。	・スポーツ推進課
5 生涯学習の充実	○市民にとって最も身近な学習拠点である公民館や図書館、博物館等の社会教育施設において、障がいのある人をはじめ、あらゆる市民ニーズに対応した講座等を開催し、生涯学習機会の充実に努めます。 ○兵庫県身体障害者社会学級運営委託事業として、視覚障がい者対象の青い鳥学級、聴覚障がい者対象のくすの木学級を赤穂市、相生市、たつの市、太子町、上郡町の3市2町輪番で取り組みます。	・生涯学習課 ・中央公民館 ・図書館
6 生涯学習施設の計画的改修	○既存の公民館等については、計画的な改修・設備のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設づくりに努めます。	・中央公民館



基本目標 2. いつまでも安心して暮らせる地域づくり

2-1 相談・情報提供体制の充実

施策	取組	担当課
1 基幹相談支援センターの充実	○基幹相談支援センターは、困難な個別ケース対応、関係機関との連携、自立支援協議会の運営、地域生活支援拠点事業等の運用に向けた地域づくりの役割等を担っており、さまざまなケースに対応できる相談支援体制の充実に努めます。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
2 赤穂市障害者自立支援協議会の円滑な運営	○自立支援協議会を開催し、障がい福祉計画の進捗状況の報告や、各種課題の解決に向けた検討を行います。 ○基幹相談支援センターとともに、委託法人と連携しながら円滑な自立支援協議会の運営に努めます。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
3 総合的な相談体制の構築	○総合的な相談窓口として、基幹相談支援センターとともに、生活困窮や子育て等の関係部署および保健・医療等の関係機関との連携体制の強化を図ります。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
4 ピアカウンセリングの推進および養成	○本市で身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、兵庫県で精神障がい者相談員をそれぞれ委嘱し、障がいのある人やその家族の立場で各種相談に対応します。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
5 気軽な相談方法の導入 (拡充)	○さまざまな障がいの特性を理解し、FAX、メール、ホワイトボード、タブレット端末により、一人ひとりの特性にあったコミュニケーション手段を用いて、迅速に対応していきます。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
6 相談窓口の周知 (新規)	○広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram) を活用し、社会福祉課相談窓口「え〜る」の周知・啓発に取り組みます。	・社会福祉課 (保護支援係) (障がい福祉係)
7 情報提供の充実	○障がい者施策一覧、事業所一覧の更新や充実に図り、必要な支援が受けられるよう、申請手続きや案内の充実に取り組みます。	・社会福祉課 (障がい福祉係)
8 地域総合援護システムの推進	○地域総合援護システム「ニーズ別福祉サービス一覧表」を年度ごとに見直し、市ホームページへ掲載しています。民生委員・児童委員や一般市民等に周知を行い、福祉サービスを迅速に提供できるよう取り組みます。 ○支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、民生委員・児童委員や警察、消防、報道機関、電気会社等、関係機関との連携を進めます。	・社会福祉課 (保護支援係)

施策	取組	担当課
9 地域包括支援センターによる総合相談の充実	○高齢者の総合相談窓口として、相談対応を通じて、高齢で障がいのある人が、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行います。	・地域包括支援センター
10 相談支援事業所の充実 (拡充)	○障害福祉サービスの円滑な利用や相談支援体制の充実を図るため、新たな相談支援事業所開設や相談支援専門員増員への働きかけを行うとともに、相談支援専門員のスキルアップを支援していきます。	・社会福祉課 (障がい福祉係)

障がいに関するさまざまなマーク②

聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障がいのある人は見た目には分からないために、社会生活上の不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。



2-2 障害福祉サービス等の充実

施策	取組	担当課
1 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業所と連携を図りながらサービス量の確保、新たな事業所の参入を働きかけます。 ○障がい特性に応じたサービスの提供に向け、利用者のニーズを把握しながら、市内全事業所連絡会を開催し、事業所と連携を図り、サービスの質の向上に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
2 地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業について「理解促進啓発・研修事業」「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」「成年後見制度利用支援事業」などの必須事業を中心に、関係機関と調整を行いながら、継続的な実施に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
3 障害者総合支援法以外のサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法以外のサービスとして、紙おむつ給付など、さまざまなサービスを提供し、障がいのある人の生活支援の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
4 重度・重複障がいに対応した生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市民病院の地域包括ケア病棟を活用して、脳性麻痺等の患者のレスパイト入院の受け入れを行います。 ○医療機関と情報交換や連携を図りながら、医療的ケアに対応できる施設、重症心身障がい者（児）の受け入れが可能な施設の確保に向けて取り組みます。 ○子育て支援課と連携し、市民病院において病児・病後児保育の受け入れを行っており、病氣中または回復期の児童とその保護者の支援を実施します。 ○在宅での生活支援に向け、保健・医療・福祉の連携体制の強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係) ・ 医療課
5 介護家族者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区の在宅介護支援センターが、地域の要介護者を介護している家族等を対象に、介護方法等についての指導や助言を行う教室を開催します。 ○ねたきり・認知症・重度の障がいのある人の介護者が組織する「介護者の会」にさまざまな援助活動を支援し、在宅介護における介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (いきがい福祉総務係)

施策	取組	担当課
<p>6 発達障がいのある人への支援の充実 (新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの相談員や専門機関と協力して、発達障がいの対応方法や特性への理解を深める取組を行います。 ○市内事業所を対象とした研修会の開催、自立支援協議会の専門部会におけるケース検討を通じて、支援者の理解を深めます。 ○ひきこもりのケースでは、基幹相談支援センターや生活困窮者自立支援相談員が連携して対応するとともに、必要に応じて居場所「みんなのいえ」を紹介し、家族のつとめへの参加を呼び掛けます。 ○子どもに関する相談のケースは、家庭児童相談員や学校等各機関が連携し、課題の解決を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (保護支援係) (障がい福祉係) ・ 子育て支援課
<p>7 障がいのある人、介助者の高齢化に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人および家族の高齢化で、親亡き後の生活についての不安を抱える人が増えており、市内にグループホームや生活介護、短期入所の施設の確保に向け、引き続き障害福祉サービス等事業所、介護保険事業所を中心に働きかけを行います。 ○高齢障がい者のサービス利用状況等を勘案し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が適切に行えるよう相談支援事業所と連携しながら、適切なケアマネジメントに努めます。 ○障がいのある人が、障害福祉サービス事業所で介護保険サービスを受けられることができるよう、共生型サービス事業所の設置を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係) ・ 介護保険担当 ・ 地域包括支援センター

障がいに関するさまざまなマーク③

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



2-3 安心して暮らせる環境の整備

施策	取組	担当課
1 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が安全かつ円滑に移動できるよう、舗装改良等を行うなど、歩道の段差解消に努めます。 ○多くの市民が利用する公共施設について、高齢者や障がいのある人に配慮したスロープ、手すりの設置等を行うとともに、その周辺道路・公園等を安全で快適に利用できるような面的な整備に取り組みます。 ○兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、誰もが暮らしやすく活動できる、ユニバーサル社会を目指した道路空間の形成と定着を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木課 ・ 社会福祉課 (いきがい福祉総務係)
2 外出支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内循環バス(ゆらのすけ)や圏域バス(ていじゅうろう)、デマンドタクシー(うね・のり愛号)を引き続き運行するとともに、利用者ニーズの把握や利便性向上に努め、利用促進を図ります。 ○高齢化等に伴う免許返納等に対応するため、時代に合った新たな交通施策を関係部署と調整しながら、今後のあり方について検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画政策課
3 移動支援の充実(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者福祉タクシー利用助成を継続するとともに、重症心身障がい者(児)が市外の事業所を利用するための移動支援制度の創設に向けて取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
4 住宅のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅改造助成事業を実施し、段差解消などの工事の助成をすることで、障がいのある人等が安心して在宅生活を送ることができるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係) ・ 介護保険担当
5 グループホームの確保(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホーム利用者の家賃助成を継続し、グループホームの活用の促進を図ります。 ○障がいのある人の地域移行、また親亡き後の居住場所として、グループホームの位置付けは、ますます重要となっているため、サービス提供事業所と連携を図り、グループホームの受け入れ体制の充実を図ります。 ○医療支援型グループホームの運営を支援し、日常生活において医療的ケアを必要とする障がいのある人が、安全・安心にグループホームを利用できるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
6 市営住宅の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○千鳥団地に設置されている車いす専用住宅(5戸)の積極的な活用を行います。 ○赤穂市営住宅長寿命化計画(令和5年3月改定)において、予防保全型の維持管理とすることを定め、また、高齢者等への対応については、福祉部局と連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課

2-4 防災・防犯対策の充実

施策	取組	担当課
1 避難行動要支援者名簿の登録促進	<p>○広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram) を活用し、障がいのある人等の自力避難が困難な人の名簿登録の周知・啓発を行い、自治会・民生委員・児童委員等と連携して避難行動要支援者名簿の整備に努めます。</p> <p>○避難行動要支援者名簿台帳システムを利用して、有事の際の名簿情報が、より迅速かつ的確に取得できる体制を整えます。</p>	・ 社会福祉課 (いきがい福祉総務係)
2 防災意識の啓発	<p>○国や兵庫県から必要な防災情報があった場合、市ホームページ、LINE、携帯メール（赤穂市防災情報ネット）において迅速・的確に配信するとともに、携帯メール登録者の拡大に努めます。</p> <p>○ハザードマップの改定時に全戸配布を実施し、防災に関する広報記事や情報については、さらにわかりやすく広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram) に掲載、配信できるよう努めます。</p>	・ 危機管理担当
3 災害時対応の検討	<p>○福祉避難所の確保に努めるとともに、災害時の対応については、「避難行動要支援者名簿」への登録の呼びかけや、地域ぐるみの支援体制を、引き続き進めていきます。</p> <p>○「避難行動要支援者マニュアル」、「避難所運営マニュアル」等に基づいた対応がとれるよう、市職員に各マニュアルの周知徹底を図ります。</p>	・ 危機管理担当
4 安心見守りコールの周知・啓発	<p>○広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram) や「在宅福祉サービスのしおり」、民生委員・児童委員への研修を通じて、援護を必要とするひとり暮らしの重度身体障がいのある人および高齢者が、在宅で安心して生活できるよう、「安心見守りコール」の周知・啓発を図ります。</p> <p>○基幹相談支援センターや地域包括支援センターなどの相談機関と連携を図りながら、対象者の把握に努めるとともに、設置希望者の円滑な利用に向けた協力体制の調整を行います。</p>	・ 社会福祉課 (いきがい福祉総務係)
5 消費生活センターとの連携強化	<p>○スマートフォンの普及によるネット被害や障がい特性を逆手にとった詐欺など、障がいのある人の契約や商品購入時等のトラブル解決に努めます。</p> <p>○赤穂市消費者協会と共催している「生活講座」や「消費者力向上講演会」等、定期的講座を開催し、監護者、支援者等への消費生活についての正しい理解の促進と意識啓発を図ります。</p>	・ 市民対話課

2-5 経済的な支援

施策	取組	担当課
1 所得の保障に関する制度の周知	<p>○障がいのある人に対する経済的な支援として、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当などを支給するとともに、障がい者施策一覧を毎年度更新し、広報あこう、回覧広報あこう、LINE、市ホームページ、SNS (facebook、instagram)、窓口で各種施策の情報提供に努めます。</p> <p>○日本年金機構等の関係機関と連携し、国民年金制度の周知に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 (障がい福祉係) ・医療介護課
2 医療費負担の軽減	<p>○自立支援医療費の給付により、医療費の負担軽減に取り組めます。</p> <p>○市の単独事業として、重度障害者医療費助成制度における障がい区分の一部および所得制限の拡充や、兵庫県制度外の公費医療適用時の医療費助成の実施などにより、医療費の負担軽減に取り組めます。</p> <p>○障害者資格所管課との連携を見直し、より円滑な受給資格の把握に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 (障がい福祉係) ・医療介護課
3 経済的な支援策の周知	<p>○障がい者福祉タクシー利用助成を引き続き実施するとともに、タクシー料金の1割減免やJR運賃の減免、高速道路料金の減免制度など各種施策の周知に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 (障がい福祉係)

障がいに関するさまざまなマーク④

身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



2-6 権利擁護の推進

施策	取組	担当課
1 障害者差別解消法、障害者虐待防止法の周知・啓発	<p>○障害者差別解消法の施行に伴い、民生委員・児童委員や市職員に対し、障がいへの理解を深める研修会を実施するとともに、市職員に職員対応マニュアルの徹底を図ります。</p> <p>○障害者差別解消法や障害者虐待防止法の趣旨・内容について、広く周知・啓発に取り組みます。</p>	・ 社会福祉課 (障がい福祉係)
2 福祉サービス利用援助事業	○赤穂市社会福祉協議会において、判断能力に不安のある高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人で、本人の利用意思が確認できる人に対し、「福祉サービスの利用支援」「日常的金銭管理」「通帳・印鑑・公的書類等の保管などの支援」の事業を行っており、引き続き「あこう社協だより」に事業を掲載し、事業の利用促進に努めます。	・ 赤穂市社会福祉協議会
3 成年後見制度の周知・活用	○成年後見制度を必要とする人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、3市3町の共同で開設した「西播磨成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及や利用促進、専門職による相談支援、市民後見人の養成・支援を行います。	・ 社会福祉課 (いきがい福祉総務係)
4 虐待ゼロに向けた取組の推進	○障害者虐待防止センターとして、関係機関と連携し、虐待防止にかかる相談・対応を行い、虐待ゼロに向けて取り組みます。	・ 社会福祉課 (障がい福祉係)

基本目標3. 一人ひとりに応じた働き方への支援

3-1 一般就労に向けた支援

施策	取組	担当課
1 就業支援や職業訓練の周知・啓発 (新規)	<p>○就労準備支援事業を実施し、ハローワークと連携して雇用促進奨励費助成等の活用を促進するとともに、就業サポート相談会を開催し、関係機関と連携して就業支援を行います。</p> <p>○2か月に1回就業サポート相談会をひめじ若者サポートステーションと連携して開催し、就業支援を行います。</p> <p>○ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、障がい者雇用制度に関する周知・啓発に取り組みます。</p> <p>○ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携し、企業にトライアル雇用(障害者試行雇用事業)や職業訓練の機会提供の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (保護支援係) (障がい福祉係) ・ 商工課
2 さくら園の運営	<p>○就労移行支援事業のサービスを希望する方へ、就労に向けた取組や就労アセスメントを行い、一般就労に向けた訓練および働く場の充実に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所 (さくら園)
3 働きやすく・働き続けられる環境づくり (新規)	<p>○就労準備支援事業を実施し、ハローワークと連携して障害者就労施設や施設で働く障がいのある人への理解を深め、一般就労の一層の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (保護支援係) (障がい福祉係)
4 就業に関する相談の充実	<p>○障害者雇用促進月間に、障がい者雇用に関する啓発を行います。</p> <p>○障がいのある人の就職に関して、基幹相談支援センターとともに、随時個別ケースの相談や赤穂特別支援学校の進路相談等を行います。</p> <p>○計画相談や就労継続支援等の事業所において、一人でも多くの利用者が一般就労につながるよう、相談体制の強化を図ります。</p> <p>○ハローワークや西播磨障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がいのある人の就労への理解を深めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 (障がい福祉係) ・ 商工課

3-2 福祉的就労の支援

施策	取組	担当課
1 福祉的就労の場の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援等のサービス提供事業所の確保を図ります。 ○一般企業だけでなく、市民にも障害者就労施設の仕事を広く周知し、受託作業の拡大、事業所の収入向上、利用者の工賃向上につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 (障がい福祉係)
2 優先発注の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○優先調達推進法の施行に伴い、毎年調達方針を定め、市から優先的な発注の促進に努めます。 ○利用者の工賃向上につながるよう、市主催の行事(義士祭等)や市庁舎ロビー販売等で販売機会の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉課 (障がい福祉係)
3 さくら園の運営(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ○さくら園において、就労継続支援B型のサービスを提供します。 ○工賃向上計画を作成し、工賃向上に向けた取り組みを実施します。また、光都農林振興事務所および龍野健康福祉事務所との連携により、農福連携作業を導入しており、引き続き、新規作業の開拓や受注量が増えるよう施設や作業内容のPRに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所 (さくら園)

基本目標4. 保健・医療体制の充実

4-1 保健サービスの充実

施策	取組	担当課
1 乳幼児健診等、保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）やペアレントトレーニング等を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、児童発達支援事業など、関係機関との連携に取り組みます。 ○子どもの衝動・多動性や対人関係により、子育ての困難感をもつ保護者や保育者が、子どもの特性や課題を理解し、子育てが行えるよう支援体制の構築に努めます。 	・保健センター
2 市民健康づくり事業、健康増進事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの有無に関わらず、生活習慣病を予防するため、特定健康診査やがん検診を実施するとともに、事業の周知・啓発に取り組み、疾病の早期発見・予防、健康増進に努めます。 	・保健センター
3 こころのケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○増加しているこころの悩みや精神疾患の個別対応等について、赤穂健康福祉事務所と連携するとともに、広報あこうやゲートキーパー研修、ベビーレッスン時のリーフレット配布を通じて、自殺予防に関する周知・啓発を行います。 	・保健センター

4-2 医療とリハビリテーション体制の確保

施策	取組	担当課
1 かかりつけ医の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医の普及を図り、市民が安心して適切な医療が受けられるよう努めます。 ○かかりつけ医等の地域の医療機関から、必要な診療情報の提供を受けて、市民病院が適切な診療や入院等の受け入れ、高度な医療機関の紹介等を行い、医療を必要とする人が安心して適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医等との連携に取り組みます。 	・保健センター ・医療課
2 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医等から紹介された患者に対して、必要な検査・治療を行い、対応困難な場合は、高次の医療機関へ紹介するなど、市民病院において小児医療の対応を行います。 ○市民病院では、小児科神経外来にて発達障がいの検査、診断を行います。 	・医療課
3 歯科診療体制の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○相生・赤穂市郡歯科医師会附属歯科診療所を2市1町で運営し、障がいにより安全な歯科治療が困難な人に配慮した適切な治療を行うとともに、歯科診療所の周知に努め、利用者数の増加を図ります。 	・社会福祉課 (障がい福祉係)

基本目標5. 子どもの健やかな成長のための支援

5-1 療育の充実

施策	取組	担当課
1 療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する利用ニーズに対応するため、生活年齢と個々の育ちにきめ細かく対応できるようさらなる支援体制の充実を図ります。 ○乳幼児健診を早期支援の起点とし、特別な支援が必要な子どもの早期支援に係る連絡会等の連携体制を維持しつつ、増加する需要に対応する受け入れ体制の充実を図ります。 	・保健センター
2 障害児相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児相談支援事業所と連携して、個別のニーズに沿った相談支援体制の構築を図ります。 ○自立支援協議会こども部会を機能させ、障がいのある子どもの課題等を整理し、市内における支援体制の構築に努めます。 	・社会福祉課 (障がい福祉係)
3 放課後の居場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後や夏休み等の長期休暇中においても、療育等が継続的に受けられる支援体制の整備に努めます。 ○放課後等デイサービスは、障がい特性に応じたきめ細かい支援内容や個別ニーズに対応するため、障がい特性に応じた療育体制がとれるか十分に見極め、新規事業所の参入を働きかけます。 ○自立支援協議会こども部会の枠組みを活用して、利用者のニーズを把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。 	・社会福祉課 (障がい福祉係)
4 途切れない支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保健センター、保育所、幼稚園、療育機関、医療機関との連携を密に行い、支援を必要とする子どもを早い段階で把握するよう努めます。 ○支援を必要とする子どもが、個に応じたサポートを受けながら保育・教育活動に参加できるよう、継続的に関係機関で情報交換を行います。 ○「赤穂市就学のための教育連携連絡会」や中学校区ごとの「地区別連携連絡会」を定期的で開催し、連携強化を図ります。 ○保護者への丁寧な説明を行い、学齢期へのスムーズな移行を図ります。 	・こども育成課 ・学校教育課

施策	取組	担当課
5 障がいのある子どもに関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会相談支援部会やこども部会等の枠組みを活用し、課題の整理やニーズの実現に向けた方策の検討など、障がいのある子どもの支援体制を強化します。 ○乳幼児健診と育児健康支援事業の充実に努めるとともに、あしたば園や市内療育施設、姫路こども家庭センター等の専門機関との連携を図るなど、保護者支援を含め早期かつ適切な療育を行える支援体制を構築します。 	・保健センター

5-2 特別支援教育等の充実

施策	取組	担当課
1 障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援が必要な子どもの状態に応じて、幼稚園、保育所に必要な職員を配置します。 ○赤穂特別支援学校地域支援部、児童発達支援センターたんぽぽ、保健センター等との連携や、臨床心理士等による発達相談の実施により、発達に関する専門的な相談に対応する体制の充実を図ります。 	・こども育成課
2 教育指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校園所における一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細やかで効果的な指導の充実を図るため、「個別の指導計画」の作成を促し、活用を図ります。 ○関係機関との連携を図り、入学から卒業まで一貫した長期的な支援を行うための「個別の教育支援計画」を策定し、移行期の引継ぎにおいても活用を図ります。 ○「赤穂市における配慮・支援が必要な幼児児童生徒の移行期の支援継続の手引き」を活用し、全教職員の特別支援教育に対する専門性の向上に努めます。 	・学校教育課

施策	取組	担当課
3 指導内容の充実	<p>○就学に向けた保護者向けの啓発プリントの配布や「個別の相談会」を実施し、保護者・子どもに寄り添った就学指導ができるよう取り組みます。</p> <p>○多様な学びの場として、特別支援学校、特別支援学級、通常学級における通級指導、通常学級の4つについて、それぞれのカリキュラムや定数および対応できる配慮について、正しい情報の提供や保護者に寄り添った丁寧な就学支援に努めます。</p> <p>○特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校園所および関係機関が、さらに日常的な情報交換ができるよう連携強化を図ります。</p> <p>○赤穂特別支援学校のセンター的機能を活用し、教職員に対して専門研修を実施するとともに、個別の対応について助言を受けながら、保護者・子どもに寄り添った支援につながるよう、取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・こども育成課
4 学校等施設のバリアフリー化の推進	<p>○障がいのある児童生徒と入学等に配慮し、学校園所との連携を図り、障がいの特性に応じた整備、バリアフリー化を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育総務課
5 アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の充実	<p>○障がいのある児童の受け入れにあたって、放課後児童支援員等の加配配置、研修会への参加を促進するなど、受入体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課

第4章 第7期赤穂市赤穂市障がい福祉計画・
第3期赤穂市障がい児福祉計画

1. 国の「基本指針」

本市の「第7期赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画」は、国の示す「障害福祉サービス等および障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に沿って策定します。

■「基本指針」の主な改正概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援等、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用および関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性および当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行および定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県および政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・都道府県の医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体の医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進

- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置および基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画および重層的支援体制整備事業実施計画との連携ならびに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成ならびに相談支援専門員およびサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員およびサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握および特性に配慮した支援体制の整備

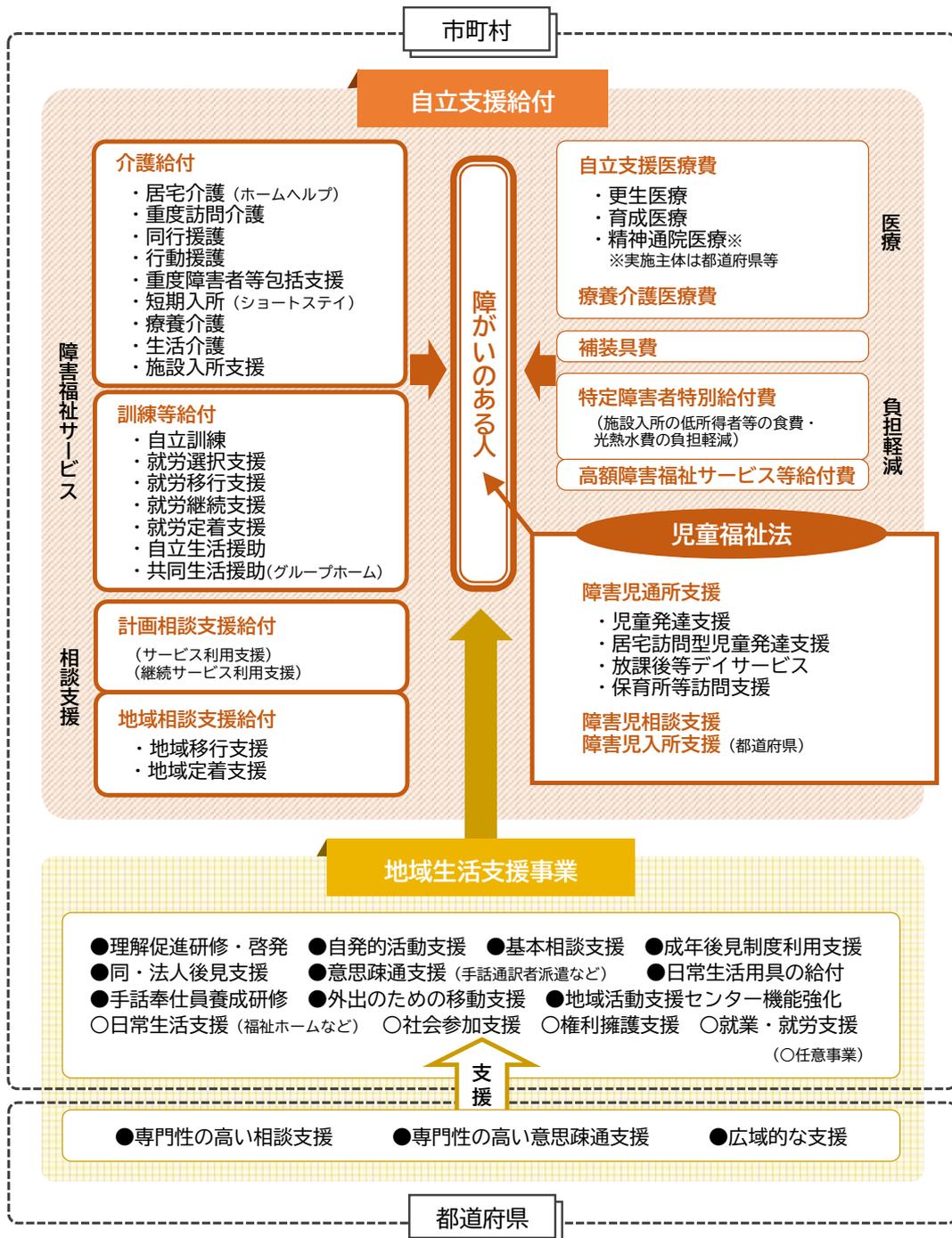
⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障害福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。また、「障害福祉サービス」は、介護支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



第5章 基本指針に基づく目標値

1. 基本指針に基づく「成果目標」

「第7期赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画」の策定に際して、国の基本指針に示されている成果目標については、次のとおりです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討
	令和8(2026)年度末までに、強度行動障がい ¹ を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和8(2026)年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上(移行支援事業1.31倍以上、就労A型おおむね1.29倍以上、就労B型おおむね1.28倍以上)
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が ² 50%以上の事業所を50%以上
	就労定着支援事業の利用者数は、令和8(2026)年度末の利用者数を令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が ³ 70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上

項 目	国の基準
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和 8 (2026)年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上設置
	令和 8 (2026)年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	令和 8 (2026)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上確保
	令和 8 (2026)年度末までに県、各圏域または各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和 8 (2026)年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和 8 (2026)年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築

2. 「成果目標」に対する目標値

「第7期赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画」では、障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に即して、令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に即して、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点と比べて5%以上削減する目標値を設定します。

なお、施設には強度行動障がいをもつ者や医療的ケアが必要な者等、専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備に努めます。

項目	現状 令和4（2022）年度	目標 令和8（2026）年度
地域生活への移行者数	1人	4人
施設入所者数の削減見込	0人	3人

（2）地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

国の基本指針に即して、基幹相談支援センターやコーディネーターを中心に地域生活支援拠点の機能の充実を図り、効果的な支援体制の構築を進めます。また、年1回以上、支援の実績や運用状況について、検証および検討を実施します。

項目	現状 令和5（2023）年9月	目標 令和8（2026）年度
地域生活支援拠点等の整備	整備済	継続
コーディネーターの配置人数	1人	2人
運用状況の検証・検討	1回／年	1回／年

② 強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実

国の基本指針に即して、強度行動障がいをもつ者に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備を進めます。

項目	現状 令和5（2023）年9月	目標 令和8（2026）年度
強度行動障がいをもつ者に対する支援体制の整備	未整備	整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に即して、福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年(2023)度実績の1.28倍以上(移行支援事業1.31倍以上、就労A型おおむね1.29倍以上、就労B型おおむね1.28倍以上)とする目標値を設定します。

項目		現状 令和3(2021)年度	目標 令和8(2026)年度
一般就労への移行者数	移行支援事業	4人	5人
	就労継続支援A型	0人	1人
	就労継続支援B型	3人	4人

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

国の基本指針に即して、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする目標値を設定します。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	0.0% (1か所)	50.0% (1か所)

③ 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針に即して、就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度末実績の1.41倍以上とする目標値を設定します。

項目	現状 令和3(2021)年度	目標 令和8(2026)年度
就労定着支援事業の利用者数	2人	3人

④ 就労定着率

国の基本指針に即して、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする目標値を設定します。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	0.0% (0か所)	25.0% (1か所)

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本指針に即して、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する成果目標については、圏域内にある「児童発達支援センターたんぼぼ」に継続して委託できるよう努めます。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

国の基本指針に即して、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する成果目標については、関係機関等と連携・協力して、体制を構築できるよう努めます。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	未構築	構築

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針に即して、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する成果目標については、市内に重症心身障がい児を支援する事業所が開設できるよう事業者へ新規参入を働きかけます。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0か所	1か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針に即して、医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する目標値を設定します。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に即して、基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施するとともに、これらの取組を実施するために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
基幹相談支援センターの設置	有	継続
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	有	継続
自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な自立支援協議会の体制	有	継続

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する成果目標については、障害福祉サービス事業所の職員のスキルアップを図るため、各種研修の促進や相談支援専門員による助言・指導を行います。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	有	継続

第6章 障害福祉サービス等の見込量について

国の基本指針に基づく見込量について

障害福祉サービスは、「障害者総合支援法」に基づいて提供されるサービスであり、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」と日常生活や社会生活を営むために必要な訓練等の支援を提供する「訓練等給付」の2種類が中心となります。

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、生活に必要なサービスを確保し、障がいのある人の生活を支えていく必要があります。

本章では、各年度におけるサービスおよびそれに関連する活動指標の実施に関する考え方ならびに見込量と確保のための方策について、国の基本指針に沿って、次のとおり定めます。

なお、見込量について「0」となっているものについては、現時点において、利用者がいないことなどにより「0」としていますが、障がいのある人のニーズに合わせて、サービスを提供する必要が生じた場合には、適切なサービスが行き届くように努めます。

1. 訪問系サービス

■確保の方策

訪問系サービスは、在宅生活を支える重要なサービスであり、サービス量を確保していくために、事業者の新規参入を促すとともに、ヘルパー増員のための資格取得に関する情報提供に努めます。

項 目	内 容
居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人のうち、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を要する人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、常に介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	人/月	60	60	60	62	64	65
	時間/月	695	722	722	742	762	772
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	16	15	15	15	15	15
同行援護	人/月	20	20	19	19	19	19
	時間/月	464	518	509	509	509	509
行動援護	人/月	3	3	3	3	3	3
	時間/月	16	20	25	25	25	25
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数
時間/月・・・1か月間の総利用時間

■見込量について

居宅介護については、障がいのある人が、住み慣れた地域で生活していくために必要なサービスであり、今後、地域移行を推進していくことを踏まえ、増加で見込むこととします。

重度訪問介護については、平成29年度から1人/月のみの利用であることから、今後も現状維持で見込むこととします。

同行援護・行動援護については、利用者の増減が少ないことから、令和5年度の利用者数と同程度で見込むこととします。

重度障害者等包括支援については、利用者がいないことから、サービス量は見込まないものとします。

2. 日中活動系サービス

■確保の方策

日中活動系サービスは、障がいのある人の日中の居場所や活動の場として、必要なサービスです。特に、就労系の支援サービスは、利用者の就労意欲の向上につながり、短期入所（ショートステイ）は、介護者の負担軽減につながっています。今後、必要なサービス量を提供できるように、事業者へ新規参入を働きかけます。

項目	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行うサービス。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。 ※令和7年度からサービス開始予定。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のため、有期の訓練等を行うサービス。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、雇用契約の締結等による就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービス。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等のため、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生活介護	人/月	120	122	122	123	124	125
	人日/月	2,288	2,295	2,331	2,351	2,371	2,391
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	9	19	14	14	14	14
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	0	0
就労移行支援	人/月	8	4	2	3	4	5
	人日/月	135	71	37	54	71	87
就労継続支援A型	人/月	60	61	64	65	66	67
	人日/月	1,231	1,212	1,309	1,329	1,349	1,369
就労継続支援B型	人/月	131	137	146	149	151	154
	人日/月	2,085	2,107	2,277	2,337	2,377	2,437
就労定着支援	人/月	2	3	2	3	4	5
療養介護	人/月	10	10	10	10	10	10
短期入所 (福祉型)	人/月	19	23	23	24	25	26
	人日/月	190	226	226	236	246	256
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	4	4	4	4	4	4

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

人日/月・・・1か月間の延利用者数

■見込量について

生活介護については、利用者の増減が少ないですが、令和5年度に新規事業所が開設したことで利用ニーズが増える見込んで、増加で見込むこととします。

自立訓練（機能訓練）については、令和3年度から1人/月のみの利用であることから、今後も現状維持で見込むこととします。

自立訓練（生活訓練）については、利用者がいないことから、サービス量は見込まないものとします。

就労選択支援については、令和7年度から始まる障害福祉サービスで、現時点において

利用ニーズが見込みづらいため、サービス量は見込んでいませんが、今後の国の動向を踏まえ、適切な利用につながるよう支援します。

就労移行支援については、利用が減少傾向にあります。福祉施設から一般就労を勧め、本事業の利用促進を図っていくことを踏まえ、増加で見込むこととします。

就労継続支援A型については、年々利用者が増加している状況や農福連携によって新たな仕事の開拓も期待できることを踏まえ、増加で見込むこととします。

就労継続支援B型については、居場所的な側面をもつサービスでもあることから、年々利用者が増加している状況で、利用ニーズも多いことを踏まえ、増加で見込むこととします。

就労定着支援については、就労移行支援等の利用から一般就労した人に対して、当該事業所が継続的に関わるのが重要であると考えられるため、現在の就労移行支援事業所等に開設の働きかけを行うことを踏まえ、増加で見込むこととします。

療養介護については、利用者の増減がないことから、今後も現状維持で見込むこととします。

短期入所については、福祉型の利用者が増加しており、介護者の日々の介護負担の軽減が図られ、利用ニーズも多いことを踏まえ、増加で見込むこととします。

3. 居住系サービス

■確保の方策

居住系サービスは、障がいのある人の自立促進や地域生活への移行を進める上で、重要なサービスです。グループホームの利用を通して、精神科病院や入所施設から地域生活へ移行できるよう関係機関と連携を図ります。

項目	内容
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人に、居宅における自立した生活を営むため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時必要な情報提供や助言の援助を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	45	48	48	52	54	56
(うち重度障がい者数)	人/月	—	24	24	25	26	27
施設入所支援	人/月	68	67	69	64	64	64

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

自立生活援助については、利用者がいないことから、サービス量は見込まないものとします。

共同生活援助（グループホーム）については、利用ニーズが多く、障がいのある人の自立促進や地域生活への移行を進める上で、本サービスは必要です。令和5年度に新規グループホームが開設したことを踏まえ、増加で見込むこととします。

施設入所支援については、退所する人がいる一方で、新規に入所する人もいるため、利用実績の増減は少ない状況ですが、令和8年度末に施設入所者数の削減見込みを令和4年度末時点から3人削減を目標にしていることを踏まえ、各年度64人/月の利用を見込むこととします。

4. 相談支援

■確保の方策

障害福祉サービスの利用者は、今後も増加することが見込まれ、適切なサービス量を提供していくためには、相談支援専門員の増員や相談支援体制の充実が必要です。基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員の人材育成に努めるとともに、新規事業所の開設を働きかけます。

項目	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障がいのある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行うサービス。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	人/月	110	113	123	125	127	129
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するためには必須であり、障害福祉サービスの利用者が増加傾向であることを踏まえ、増加で見込むこととします。

地域移行支援については、令和4年度1人/月の利用があり、地域移行を促進するため、サービス提供事業所と連携し、今後も各年度1人/月の利用を見込むこととします。

地域定着支援については、利用者がいないことから、サービス量は見込まないものとします。

5. 発達障がい児者等に対する支援

■確保の方策

発達障がい者等の早期支援のため、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう関係機関とともに支援体制の確保に努めます。

(1) パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数および実施者数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
受講者数（保護者）	人/年	19	20	20	20	25	30
実施者数（支援者）	人/年	2	5	5	5	6	7

■見込量について

パARENTトレーニングとは、発達障がい児の子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、子どもへのかかわり方や心理的ストレスの改善等を目指す家族支援のアプローチの一つです。また、パARENTプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障がい児に限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、個別に活動している団体等と協力・連携して取り組み、受講者数および実施者数を増加で見込むこととします。

(2) パARENTメンターの人数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
パARENTメンターの人数	人/年	0	7	7	7	8	10

■見込量について

ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもの育てた保護者が、同じ立場にある保護者等に対し、それまでの育児経験を活かした助言や情報提供を行う支援施策です。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを受講者した方が、同じ立場にある保護者等に対し、育児経験を活かした助言や情報提供を行うことができるよう支援し、ペアレントメンターの人数を増加で見込むこととします。

(3) ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

■見込量について

ピアサポートとは、「仲間同士の支えあい」を意味し、専門家によるサポートとは違い、仲間同士が互いをサポートする仲間力に基づいて行われます。

ピアサポート活動については、これまで活動実績がないことから、見込まないものとします。

6. 精神障がいに対する支援体制

■確保の方策

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がいのある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目		内容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、必要となる保健、医療、福祉、介護、当事者および家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科および精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定および評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、必要となる協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
協議の場の開催	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉関係者等による協議の場を毎年度1回以上開催し、地域社会の実現に向けて取り組みます。

② 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
保健関係者	人/年	3	2	2	2	2	2
医療機関	精神科	2	5	2	2	2	2
	精神科以外	0	0	0	0	0	0
福祉関係者	人/年	14	17	17	17	17	17
介護関係者	人/年	1	1	1	1	1	1
当事者および家族等	人/年	0	0	0	0	0	0

■見込量について

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉関係者等による協議は、他の関係機関等と協力し連携を図っていきます。

③ 協議の場における目標設定および評価の実施回数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
目標設定および評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉関係者等による協議の場において、毎年度1回以上、目標設定および評価を実施します。

(2) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
精神障がい者の地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人/月	18	16	16	18	19	20
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/月	—	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

精神障がい者の地域移行支援については、長期入院患者の退院に向けて、病院および相談支援事業所と連携して、退院後に地域で生活できるよう支援を行い、各年度1人/月の利用を見込むこととします。

精神障がい者の地域定着支援、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）については、利用者がいないことから、見込まないこととします。

精神障がい者の共同生活援助については、令和5年度に新規グループホームが開設したことや地域移行を進めていくことを踏まえ、増加で見込むこととします。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取組

■確保の方策

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、相談支援体制の充実・強化が必要であるため、基幹相談支援センターを中心とした関係機関との連携強化を図ります。

項目	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みをそれぞれ設定します。
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）および参加事業者・機関数、自立支援協議会の専門部会の設置数ならびに実施回数（頻度）の見込みを設定します。

(1) 基幹相談支援センターの設置

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有

■見込量について

基幹相談支援センターは、平成29年4月の開設以降、個別ケース対応、関係機関との連携、自立支援協議会の運営、地域生活支援拠点事業等の運用に向けた地域づくりの役割等を担っています。

引き続き、現状の体制を維持しつつ、基幹相談支援センターの機能の充実に努めます。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	5	5	5	5	5	5
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	5	5	5	5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	5	5	5	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	0	0	1	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

基幹相談支援センターとともに、市内外の相談支援事業所で構成する相談支援部会を開催し、相談員研修や個別ケースの検討等を行い、相談支援体制の強化を図ります。

(3) 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	0	0	2	2	2	2
事例検討参加事業者・機関数	関係機関数	0	0	8	8	8	8
自立支援協議会の専門部会の設置数	部会数	4	4	4	4	4	4
自立支援協議会の専門部会の実施回数	回/年	16	11	13	13	13	13

■見込量について

基幹相談支援センターとともに、各専門部会で協議される課題や事例を、自立支援協議会に提言し、協議を行い地域の課題等の解消および改善に取り組みます。

8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■確保の方策

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化を図ります。

項目	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数を見込みを設定します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
兵庫県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	3	4	4	4	4	4

■見込量について

兵庫県および関係機関等の研修へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所や関係自治体と情報共有を図ることで、適正なサービス提供および過誤のない支払いが行われるように努めます。

9. 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障がいのある人が、基本的人権を享有できる個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、市の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施することとされています。

また、地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があり、ニーズに合わせた事業の実施を検討することとし、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および事業の見込量と確保のための方策について、国の基本指針に沿って、次のとおり定めます。

なお、見込量について「0」となっているものについては、現時点において、利用者がいないことなどにより「0」としていますが、障がいのある人のニーズに合わせて、サービスを提供する必要が生じた場合には、適切なサービスが行き届くように努めます。

■赤穂市が実施する地域生活支援事業

項目	事業
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	手話奉仕員養成研修事業
	日常生活用具給付等事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任意事業	日中一時支援事業
	点字・声の広報等発行事業
	訪問型歩行訓練事業
	訪問入浴サービス事業

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人とのコミュニケーション（手話、点字等）をはじめ、障がいおよび障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量と方策について

障がいおよび障がいのある人に対する理解促進は、障がいのある人が、地域で生活を送るための重点課題であることから、障がいへの理解を深めるための研修・啓発事業の実施に取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量と方策について

基幹相談支援センターとともに、地域住民や当事者団体等の自発的な活動の側面支援に取り組みます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量と方策について

障害者相談支援事業は、高い専門性・即応性・継続性が求められることから、基幹相談支援センターとともに、相談支援事業所、関係部署や関係機関と連携を図り、ニーズに合わせた相談支援を行います。

基幹相談支援センターは、総合的な相談業務のほか、理解促進・啓発や自立支援協議会や専門部会の運営、相談支援事業所との連絡調整、地域生活支援拠点事業等の運用に向けた地域づくりの役割等を担っています。引き続き、基幹相談支援センターの充実を図っていきます。

住宅入居等支援事業については、基幹相談支援センターとともに必要な支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいまたは精神障がい等により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	2	2	2	2

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量と方策について

西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら、知的障がい、精神障がいのある人の成年後見制度の利用を支援し、本人が希望する自立した日常生活を営むことができるよう取り組みます。

成年後見制度利用支援事業については、利用実績を踏まえ、今後も現状維持で見込むこととします。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

■見込量と方策について

成年後見制度を実施できる法人への働きかけを行い、法人後見の活動を支援します。。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	128	136	132	135	140	145
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	2

【単位】件・・・1年間の実利用者数
人・・・1年間の実設置者数

■見込量と方策について

手話通訳者の新規採用に努めるとともに、障がいのある人の意思疎通の支援や派遣事業のコーディネート等を実施します。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障がいのある人の社会参加促進および聴覚障がいへの理解促進を踏まえ、増加で見込むこととします。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話の語彙および手話表現技術を習得した者を養成することを目的とします。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
手話奉仕員養成研修 事業	研修 終了者数	8	10	15	15	17	20

■見込量と方策について

手話奉仕員養成研修事業は、専門性の高い意思疎通支援を行う人の養成を目的として、毎年度10人程度の希望者を対象に手話研修を行っており、今後も手話奉仕員の養成に努め、増加で見込むこととします。

(8) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
日常生活用具給付等事業	件/年	1,011	1,000	1,007	1,013	1,013	1,013
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	5	4	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	4	6	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	4	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件/年	995	983	989	995	995	995
居宅生活動作補助用具	件/年	0	2	1	1	1	1

■見込量と方策について

これまでの利用実績を踏まえ、各年度1,013件/年を見込むこととし、日常生活において、必要なサービスが提供できるよう努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
移動支援事業	人/年	25	24	24	24	24	24
	時間/年	1,541	1,605	1,610	1,610	1,610	1,610

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数
時間/年・・・1年間の延利用時間

■見込量と方策について

移動支援事業の利用は、利用実績を踏まえ、令和5年度の利用者数と同程度で見込むこととし、今後も必要なサービス量を確保できるよう事業者への新規参入を働きかけます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動および相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域活動支援センター事業	赤穂市	か所	2	2	2	2	2
		人/年	127	77	102	105	108
	他市町	か所	2	1	1	1	1
		人/年	7	6	7	7	7

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量と方策について

地域活動支援センターの利用は、令和5年度実績見込程度の利用者を見込むこととし、引き続き地域活動支援センターの活動実績に基づき運営費の補助を行い、障がいのある人の社会参加の促進および地域生活の支援を行います。

任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
日中一時支援事業	人/年	19	15	22	22	22	22
	回/年	948	655	700	700	700	700

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数
回/年・・・1年間の延利用回数

■見込量と方策について

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を確保するため、令和5年度の利用者数と同程度で見込むこととし、今後も必要なサービス量を確保できるよう事業者への新規参入を働きかけます。

(2) 点字・声の広報等発行事業

赤穂市社会福祉協議会に委託し、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳等、わかりやすい方法により、市広報等の情報を定期的または必要に応じて提供します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 訪問型歩行訓練事業

視覚障がいのある人に対して歩行訓練士を派遣し、日常生活圏等において個々の生活に応じた歩行訓練を実施します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問型歩行訓練事業	人/年	1	0	0	0	0	0

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量と方策について

訪問型歩行訓練については、利用者がいないことから、サービス量は見込まないものとなりますが、利用ニーズが生じた場合は、適切なサービスが提供できるよう努めます。

(4) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度身体障がいのある人に対し、居宅の訪問による入浴サービスを提供します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量と方策について

訪問入浴サービスは、平成30年度以降1人/月の利用が続いており、今後も現状維持で見込むこととし、今後も必要なサービス量を確保できるよう努めます。

第7章 障がい児福祉サービスの見込量について

国の基本指針に基づく見込量について

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障害児通所支援および障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については、県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込量を定めます。

なお、見込量について「0」となっているものについては、現時点において、利用者がいないことなどにより「0」としていますが、障がいのある人のニーズに合わせて、サービスを提供する必要が生じた場合には、適切なサービスが行き届くように努めます。

1. 障害児通所支援

■確保の方策

児童発達支援および放課後等デイサービスは、利用ニーズが多く、これらのサービス提供体制の確保が求められています。新規事業所の開設を働きかけるとともに、保育・教育等の関係機関と連携し、支援が必要な子どもたちが、地域において健やかに成長できるよう努めます。

項 目	内 容
児童発達支援	就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	主に小・中・高・特別支援学校に就学する障がい児に、放課後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	人/月	109	102	106	110	110	110
	人日/月	600	531	566	600	600	600
放課後等デイサービス	人/月	102	105	108	115	115	115
	人日/月	967	939	1,011	1,100	1,100	1,100
保育所等訪問支援	人/月	2	1	1	1	1	1
	人日/月	3	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

人日/月・・・1か月間の延利用者数

■見込量について

児童発達支援については、早期支援が重要視されていることや、本サービスの利用ニーズが多いことから、各年度110人/月の利用を見込むこととします。

放課後等デイサービスについては、年々増加している状況であり、本サービスも利用ニーズが多いため、各年度115人/月の利用を見込むこととします。

保育所等訪問支援については、利用実績を踏まえ、令和5年度の利用者数と同程度で見込むこととします。

居宅訪問型児童発達支援については、利用者がいないことから、サービス量は見込まないものとします。

2. 障害児相談支援

■確保の方策

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用に比例して増加しています。現在、市内に3事業所開設していますが、相談支援専門員の増員を促すとともに、新規事業所の開設を働きかけます。

また、医療的ケア児が必要な支援を受けることができるよう、保健センターにコーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の関係機関との連絡調整に努めます。

項目	内容
障害児相談支援	障がい児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害児相談支援	人/月	59	48	75	80	80	80
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	0	1	1	1	1

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

障害児相談支援については、障害児通所支援の利用に比例して増加傾向であることを踏まえ、各年度80人/月を見込むこととします。

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制を整備する必要があり、令和5年度末に保健センターに医療的ケア児等コーディネーターを1人配置し、令和6年度以降も1人の体制を維持します。

第8章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

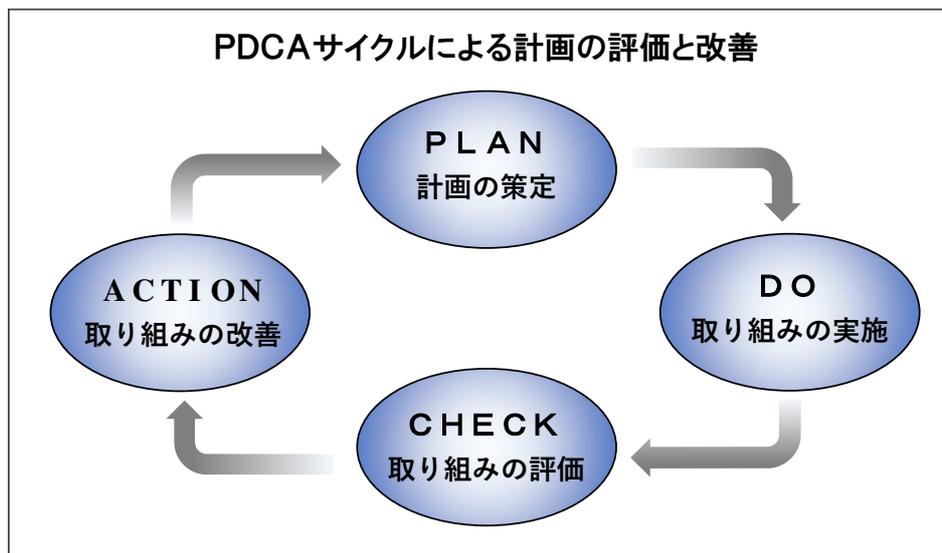
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

2. 計画の評価・検証

「赤穂市障がい者福祉長期計画」を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況および成果を点検・評価した上で（Check）、取組の改善・見直しを行う（Action）、PDCAサイクルを構築することが大切です。

「赤穂市障がい者福祉長期計画」の進捗状況および成果に関する点検・評価については、毎年度、赤穂市障害者自立支援協議会に報告し、意見を求めながら計画の推進を図ります。



參考資料

1. 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする赤穂市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として赤穂市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること
- (2) 赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること
- (7) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会の委員は20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体に属する者
- (2) 障がい者関係団体に属する者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は市長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 市長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2. 赤穂市障害者自立支援協議会名簿

(敬称略・順不同)

選 出 区 分		委 員 氏 名	備 考
福祉関係 団体	赤穂市社会福祉協議会	児嶋 佳文	理事長
	社会福祉法人みのり	溝端 善子	施設長
	社会福祉法人愛心福祉会	中川 裕美子	園長
	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 赤穂精華園	志水 満	園長
障がい者 関係団体	赤穂市身体障害者福祉協会	木村 佳史	会長
	赤穂市手をつなぐ育成会	岡本 知佐子	会長
教育・雇用 関係機関	兵庫県立赤穂特別支援学校	關 史秋	校長
	赤穂市教育委員会	田中 豊史	学校教育課長
	西播磨障害者就業・生活支援センター	岸本 敏	センター長
	龍野公共職業安定所赤穂出張所	山下 景太郎	出張所長
	赤穂商工会議所	福井 明彦	専務理事
公募	公募委員	前田 智子	
	公募委員	名和 圭子	
市長が必要 と認める者	兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所	藤田 伸輔	所長
	医療法人千水会	深井 光浩	赤穂仁泉病院長

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

【オブザーバー】

西播磨圏域コーディネーター	濱本 さとみ
---------------	--------

3. 策定の経緯

年月日		内 容
令和4年 (2022)	7月29日	第1回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①赤穂市障がい者福祉長期計画の策定について ②計画策定スケジュールについて
	10月14日	第2回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①アンケート調査票の作成について ②アンケート調査実施時期について
	11月17日 ～ 12月1日	アンケート調査の実施 【調査の種類】①18歳以上の障がい者およびその家族等 ②18歳未満の障がい者およびその家族等 ③障害福祉サービス事業所 【調査対象者】障がい者手帳、自立支援医療（精神通院医療）、 障害福祉サービス等の受給者証を所持している人 【抽出方法】①②無作為抽出、③市内の障害福祉サービス事業所 【調査方法】郵送による調査票の配布・回収 【配布数】①1,400票、②250票、③30票 【回収数】①830票、②109票、③30票 【回収率】①59.3%、②43.6%、③100%
令和5年 (2023)	3月22日	第3回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①アンケート調査結果について ②計画骨子（基本理念、基本目標、施策の体系、重点課題）について
	8月4日	第4回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①赤穂市障がい者福祉プラン（素案）について ②計画策定スケジュールについて
	9月29日	第5回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①赤穂市障がい者福祉プラン（素案）について ②赤穂市障がい福祉計画・赤穂市障がい児計画（素案）について
	11月24日 ～ 12月25日	パブリックコメントの実施 【周知方法】回覧広報あこう、市ホームページ、line 【実施場所】市ホームページ、各公民館、社会福祉課にて閲覧
令和6年 (2024)	1月24日	第6回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①パブリックコメント実施結果について ②最終計画案について

赤穂市障がい者福祉長期計画

発行・編集：赤穂市健康福祉部社会福祉課
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地
電話：0791-43-6833 FAX：0791-45-3396
メール：shougai@city.ako.lg.jp
URL：<http://www.city.ako.lg.jp/>

発行年月：令和 6 (2024) 年 3 月
